



条例施行後3年

# みんなの

扉を開く

# 協働フォーラム

あったかい

～市民の力が横浜の未来を創る！～

2016年10月10日（月・祝）12:30～17:00

会場：横浜情報文化センター6階

12:30 開会 司会：薄井 智洋（横浜市市民活動支援センター）

12:40 全体会Ⅰ「協働に進化の兆しあり」

○コーディネーター：内海 宏氏（NPO法人横浜プランナーズネットワーク）  
中島 智人氏（産業能率大学経営学部 准教授）

13:30 休憩・移動

13:45 分科会Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

15:45 休憩・移動

16:00 全体会Ⅱ「協働 Next ステージへ」（パネルディスカッション）

○登壇者：松村正治氏（NPO法人よこはま里山研究所（NORA）理事長）  
山根 誠氏（松見2丁目西部町内会 会長）  
石塚 淳氏（三菱地所レジデンス株式会社 横浜事業部）  
治田友香氏（関内イノベーションイニシアティブ（株）代表取締役）  
原 美紀氏（NPO法人びーのびーの 理事）  
吉原明香氏（認定NPO法人市民セクターよこはま 事務局長）

17:00 閉会



場所：ホール

# 協働に進化の兆しあり 12:40~13:30

横浜市には、地域の特性に応じて、市民の知恵により多様な協働が行われ、「協働の風土」が培われてきました。それらが生まれた背景や最新事例を共有し、協働の進化の兆しを捉えます。

## コーディネーター

### ○内海 宏 氏 (NPO 法人横浜プランナーズネットワーク)

横浜市を中心に活動。近年の市民主体の地域づくりとして、戸塚区ドリームハイツ地区、栄区湘南桂台・庄戸地区、泉区下和泉住宅・和泉中央地区等、港南区野庭団地、磯子区岡村中学校区・洋光台地区、中区四南地区南部、旭区ひかりが丘地区・左近山団地等に継続して関わっている。区レベルでは、地域福祉計画（栄区、磯子区、西区、港北区、戸塚区等）、地域福祉活動支援事業（西区、栄区、港北区、旭区等）などに関わり、テーマ別では空き家を使った交流サロンやコミュニティカフェの設置・運営、自主防災組織や災害時の要支援者対策の組立て、見守り・買物サポート等高齢者の生活支援の検討などのお手伝いをする機会も増えている。

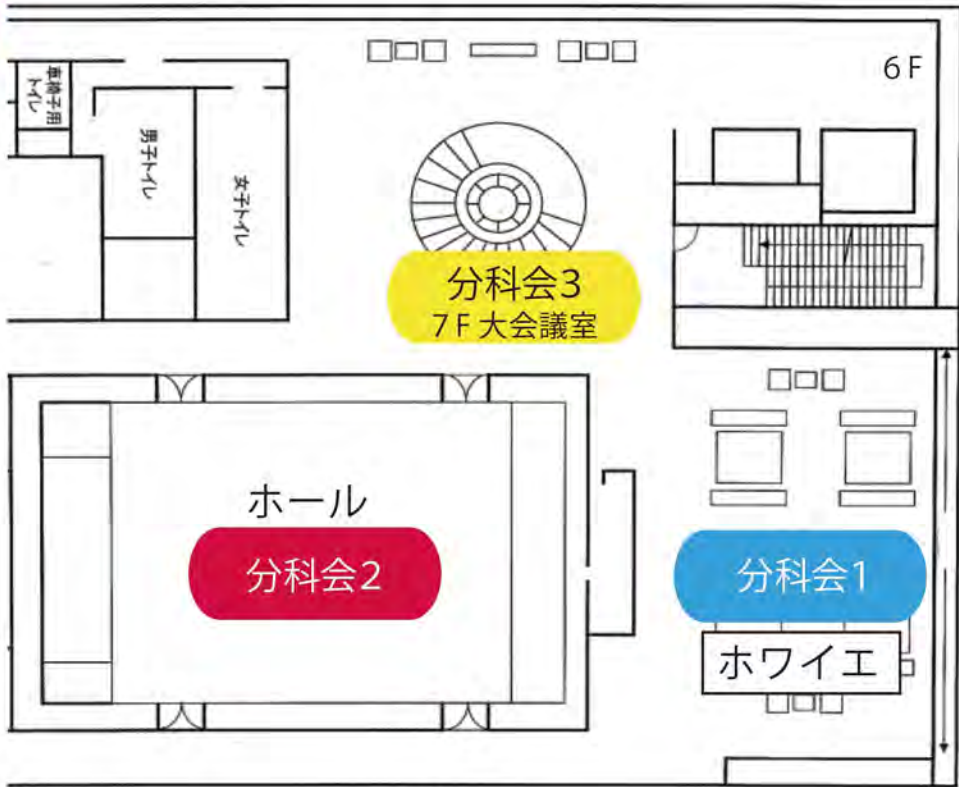


### ○中島 智人 氏 (産業能率大学経営学部 准教授)



ロンドン大学ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (LSE) 修了。専門は、日本およびイギリスの非営利組織 (NPO)、社会的企業 (ソーシャル・エンタープライズ)、市民活動などサード・セクターの研究。また、サード・セクターと自治体との協働にもかかわる。主著として、『英国チャリティ』(弘文堂)、『英国ボランティアの起源』(ミネルヴァ)、「社会を変える公益ビジネス」(ぎょうせい)、『ソーシャル・エンタープライズ』(丸善) (いずれも共著) など。

## 会場案内図







## 市民からの提案、その先の未来

横浜市市民協働条例の制定により、「市民から横浜市に対して協働事業を提案することができる」ようになったことを御存じですか？

本分科会では、この制度を有効活用し、「市民の自由な発想に基づく事業展開」や「地域・市民を笑顔にするコトづくり」に繋げるため、市民やNPO・企業・地縁団体・行政など多様な主体が参加・連携し、地域のプロジェクトを実現するためのプロセスや、必要な支援について考えます。

### プログラム

- 13:45-13:55 趣旨説明
- 13:55-14:05 事例1：市民協働条例の市民提案事業第1号
- 14:05-14:15 事例2：公民連携による課題解決型公募モデル事業
- 14:15-15:00 質問と参加型の共有タイム
- 15:00-15:10 制度説明と事例3：ヨコハマ市民まち普請事業の挑戦者たち
- 15:10-15:40 トークセッションと質疑
- 15:40-15:45 まとめ

### 内容紹介

#### 事例①：市民協働条例の市民提案事業第1号

事例紹介者：近藤博昭さん、兼弘彰さん（ほどがや 人・まち・文化振興会）  
田並静さん（元保土ヶ谷区区政推進課 担当係長）

保土ヶ谷宿を中心に、朝市の復活や今昔写真展などを行い、まちの魅力を発信しつつける、ほどがや 人・まち・文化振興会。  
まちの仕掛人たちの連携と行政とのタッグにより協働提案事業第1号となったプロセスとは。



#### 事例②：公民連携による課題解決型公募モデル事業

事例紹介者：石塚淳さん（三菱地所レジデンス株式会社 横浜事業部）

行政との対話、地域との対話を経て、横浜市に対しコミュニティスペース付（NPO 法人が運営）の集合住宅を提案。企業が考える地域と連携したプロジェクトづくりとは。



ザ・パークハウス戸塚1F ふらっとステーション・とつか

#### 事例③：ヨコハマ市民まち普請事業の挑戦者たち

事例紹介者：前田未来さん、小笠原弘さん（街の家族）

どんな時もつながり合える、どんな時も支え合える、みんなが各々の力を出し合い作り上げる場所、街の家族は、何かをしたい、何かができる人が集い、力を出し合いながら街のコラボ活動が生まれ育てる、交流と活動作りの拠点。

事業提案へのチャレンジが協働を育んだプロセスとは。







## 地域の中の「私」「共」「公共」

横浜では、この数十年、市民の力で「住んでいて良かった」と思える地域づくりを進めてきました。地縁組織として、テーマ型の団体として、市民が連帯してまちをつくってきた中で培われた自治のスピリットを生かした、これからの地域づくりを展望します。わたしたち一人ひとりの「自分らしさの発揮」と、「地域の中の気になる課題」を掛け合わせると、面白いかたちの“輪っか”がいくつも!あったかい未来のつくり方のヒント。

### プログラム

- 13:45-13:55 はじめに
- 13:55-14:25 事例1:「一人の中学生と私のおせっかいから始まるこの5年のお話し」
- 14:25-14:35 ライブ質問
- 14:35-14:50 事例2:「自分探しと地域デビュー」「とつか宿場まつり」開催までの道のりとこれから
- 14:50-15:00 ライブ質問
- 15:00-15:35 参加型ワーク:「フィッシュボール」
- 15:35-15:45 ふり返り・まとめ

### 事例発表者紹介

事例①:「一人の中学生と私のおせっかいから始まるこの5年のお話し」  
栗林知絵子さん (NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク理事長)



「成績が悪く高校に行けないかもしれない」と悩む知り合いの男子中学生に、勉強を教え始めたことをきっかけに活動を開始。自他共に認める「おせっかいおばさん」で、地域のおせっかいさんを繋げ、子どもの居場所を点在化することを目指している。プレーパーク、子ども食堂4か所、無料学習支援、シングルマザーの交流会などを実施。

事例②:「自分探しと地域デビュー」「とつか宿場まつり」開催までの道のりとこれから  
根岸正夫さん (戸塚見知楽会 代表 / とつか宿場まつり実行委員会 委員長)



企業戦士として活躍し、57歳の時に受講した「横浜市生涯学習コーディネーター養成講座」が地域活動を始めのきっかけとなった。退職後はすぐに「第1回とつかお結び広場」の運営委員会の会員に応募、今では「自分が楽しむことだけに満足するのではなく、戸塚などの歴史を知って多くの人に伝えるところまで」と、見知楽会の理念を語る。小学校高学年～中学生を対象にした子ども歴史体験も会で実施。





## やっぱり肝!? 条例 & 契約再考

横浜市市民協働条例第12条には「協働契約」に関する事項が定められています。「協働契約」ときくと、「難しい」「とっつきにくい」「契約はあくまで文書のこと」・・・と思いがちですが、協働で事業を進めるにあたっては、事業を進める主体同士が「協働の原則」に則って、「大事にしたいこと」や「こだわり」「心配になること」などをよく話し合い、両者が合意できた内容を協働契約書として文書化し、確認し合うことが大切です。

この分科会では、協働契約を締結している事例（契約の甲乙の立場から）から、契約や評価の際に必要な視点、契約のあるべき姿や可能性などを考えていきます。

### プログラム

- 13:45-13:50 はじめに
- 13:50-14:10 「市民協働条例の意義と包含する課題」「協働契約の雛形作成の意図と意味」
- 14:10-14:30 事例1:「とつか区民活動センター」受託する際に浮上した検討課題
- 14:30-15:00 事例2:「18区の地域子育て支援拠点」協働契約に移行した際の現在の課題
- 15:00-15:10 アンケート結果の共有
- 15:10-15:25 会場からの発信
- 15:25-15:40 今後に向けた提案
- 15:40-15:45 まとめ

### 登壇者紹介

#### 市民協働条例の可能性

森田明弁護士（法律事務所 横濱アカデミア）



弁護士、元内閣府情報公開・個人情報保護審査会常勤委員。  
平成20年から協働契約等の研究に携わり、法律面でのアドバイスを行っている。

#### 事例①: とつか区民活動センター

田辺由美子さん（とつか区民活動センター センター長）



NPO 法人くみんネットワークとつか理事。  
パソコングループ代表として、生涯学習活動や市民活動に関わる。  
区民活動センター運営検討会にも委員として加わり、NPO 法人くみんネットワークとつかを立ち上げた。

#### 事例②: 18区の地域子育て支援拠点

横田美和子さん（南区子育て支援拠点 はぐはぐの樹 施設長）



NPO 法人さくらザウルス理事長。  
よこはま一万人子育てフォーラム世話人。  
18区の施設長と協力して、地域子育て施設拠点事業にふさわしい協働契約のあり方を検討している。





## 協働 Next ステージへ 16:00~17:00

各分科会からの報告を踏まえ、今後の協働をさらなる進化に“つなげる”ために欠かせない、「環境づくり」について考えます。  
市民の力がより生きる提案制度、一人の人のニーズや気づきからはじまるまちづくりの新しいカタチ、進化の礎となる市民協働条例のあり方について、ライブセッションでみつけていきます。

### コーディネーター

#### ○松村 正治 氏 (NPO 法人よこはま里山研究所 (NORA) 理事長)



恵泉女学園大学人間社会学部准教授。フィールドワークに基づき、地域の環境問題・社会問題を考える研究スタイルで、調査地は、多摩丘陵、八重山（沖縄）、対馬（長崎）など。約20年前、大学院生の頃から横浜市内の里山保全活動に関わり、NORAの代表を務めて12年目。環境NPOとして里山とかかわる暮らしを提案することに加え、最近是有志を募って、まちの近くで里山をいかすシゴトづくりを実践している。これまで、横浜市をはじめ行政・企業・町内会等と協働事業に取り組む機会は多かったが、成功体験は数少ない。

### 登壇者 (パネルディスカッション)

- 山根 誠 氏 (松見2丁目西部町内会 会長)
- 石塚 淳 氏 (三菱地所レジデンス株式会社 横浜事業部)
- 治田友香 氏 (関内イノベーションイニシアティブ (株) 代表取締役)
- 原 美紀 氏 (NPO 法人びーのびーの 理事)
- 吉原明香 氏 (認定 NPO 法人市民セクターよこはま 事務局長)

### Special Thanks

東京都市大学 小池情報デザイン研究室の皆さんに、「協働に関するアンケート」のデータビジュアライズ、フォーラムのグラフィックレコーディング等のご協力を頂いています。

#### ○小池 星多 教授 (東京都市大学メディア情報学部社会メディア学科)



#### ○東京都市大学 小池情報デザイン研究室

ユーザーや市民とコミュニケーションしながら社会問題解決のためのデザイン実践・研究を行い、現在、情報の可視化（情報をわかりやすく伝えるインフォグラフィックス、住民の合意形成を促進するためのグラフィックファシリテーションの研究）、コミュニティデザイン（横浜市や東京都多摩地区で行政、市民、企業とともにデザインの力で地域活性化を行なう研究）等の課題に取り組んでいる。

## ■全体会 1

### 協働に進化の兆しアリ

#### 【登壇者】

- ・内海宏  
(NPO 法人横浜プランナーズネットワーク)
- ・中島智人  
(産業能率大学経営学部 准教授)

中島：全体会のもっとも重要な目的は、横浜市には、平成25年4月に条例ができる以前から『協働の豊かな土壌』があり、それをもう一度確認しようということです。続く分科会では、条例ができてからの3年間、色々な協働の実践を通して見えてきた様々な課題について考えていきたいと思っています。

一番大事なことは、和田議員からご紹介がありました通り、この条例がより良いものになるよう、将来に向けた視点を皆さんと話し合っていく、そのことを動機づけとして進めていきたいと思っています。

私は、横浜市の市民協働推進委員会の一員として、またフォーラムの実行委員として携わっていました。内海さんは、ずっと横浜市の協働に取り組まれていらした、その横浜市の協働の豊かな土壌について、お話を伺おうと思っています。

まず、「横浜市における協働の土壌」についてお話いただき、続いて、「新しい公共、そして協働事業の新しいステージ」ということで、分科会の説明をさせていただきたいと思っています。その前に、皆さんと共通の理解をしたいことがあります。「新しい公共」という考え方は民主党政権時にクローズアップされたものですが、その前の自民政権の時も「新しい公(おおやけ)」、また、今は「共助型の社会」等と言われています。今回のフォーラムの開催や協働を考えるにあたって、非常に重要な視点であると思います。

この「公」「私」または「官」「民」という考え方は、「公＝官」つまり「公(おおやけ)は、官によって担われ、官とイコールのものである」と考えられているのではないかと思います。本来は、「公」は「官」の独占物ではなく、「官」と「民」とが一緒に担うものです。この大原則に立ち帰って、公をみんなで作っていくというものが、「新しい公共」であると私は理解して

います。特に、どうしてそういうことが重要になってきたかという、私たち生活者のニーズが多様になってきて、その全てのニーズに官が応えるのは非常に難しくなっているという背景があるのではないかと考えております。

また、基本的な考え方として、協働には、一つ一つの組織では持ち合わせていない、その組織の目標達成のために必要な資源の交換・獲得という面があると思います。

しかし、それだけではなく、協働することで、それぞれの組織の目標を超えて社会全体に有益な目標を達成することができるというシナジー(相乗効果)を生み出すものであり、行政と市民、民間団体が協働するときには特に、社会参加を促したり、陽の当たっていない人に陽をあてたりするような、“協働を通じたエンパワーメント”が期待されるのではないかと考えています。

では、このようなことを前提として、内海さんとやりとりをしていきます。私たちの現在の協働も、横浜市に暮らす方々が培ってきた土壌、土台の上に成り立っているということ、内海さんが詳細にまとめてくださった資料をもとに振り返ってみたいと思います。

内海：お手元にパワーポイントの資料と、横浜の協働の歴史に沿って、お話したいと思います。横浜市の協働のしくみというのは、現在、①協働推進の基本指針、②市民協働条例、③絆・支えあい条例、この三つの枠組みでできていますが、先ほど冒頭で副市長もお話になりましたように、横浜には色々な形で協働の歴史や積み重ねがあります。

まず、平成3年から5年にかけて行われた「コミュニティ行政研究会」では、横浜市内のいくつかの地域がどういうコミュニティの状況かを調査し、地縁組織だけが地域の担い手ではなくて、興味や関心がある人や住んでいる方が色々な活動に取り組んでいるということが分かりました。

それまでは、例えば地区センターを建設する時の建設委員会は、地域代表と各種団体代表で構成されて進んでいたのが、“地域コミュニティ”とともに

“テーマコミュニティ=テーマによって興味関心を示す人たち”(その当時は市民活動や NPO という考え方自体がまだ無い時代でそのように呼びました)が、実際にはかなりいて、そういう人の力が、より大事になっているのではないか、これからは、両者の力を合わせて、住みよいまち、地域を作っていこう、というのが、この研究会の一つの提案事項で、それが出発です。

続いて、平成8年から10年度に「パートナーシップ推進モデル事業」と言って横浜の18区で25事業を、テーマ型と地域型の人たちの協働作業で、色々な建設をしたり、ボランティアネットワークを立ち上げたりをモデル的に行いました。

これは横浜でも非常に画期的で、例えば、振り返りを数カ月に1回くらいやるのですが、参加している市民と行政と、つなぎ役の専門家と三者が合同で研修をやり、それを積み重ねることで、横浜の協働あるいはパートナーシップの取組みをすることの、実験事業が行われて、その中で育ったグループや仕組みは今でも残っていて、運営委員会だけでなく、企画委員会が参加して、地域が欲している新しい事業を企画提案する機能を持ったりしています。

こういうことが前段としてあって、その後「市民活動推進検討委員会」ができて、横浜コードという6つの協働を進めるための基本原則が作られ今日に至っています。

市民活動とか協働事業をするときの原則、対等性とか自主性の尊重や、自立化の原則とか、相互理解とか目的共有とか、公開とか、今言われている6つの原則が登場したのです。この委員会の答申としてなされ、それが「市民活動推進条例」の中に盛り込まれました。さらに平成26年6月市民協働条例という形で全面改正をされたというプロセスを経ていきます。

その間に「協働推進の基本指針」が、平成16年の3月にできて、その後「協働事業提案制度モデル事業」だとか、「横浜会議」、「地域福祉保健計画」ができました。さらに、「地域まちづくり推進条例」ができ、これに基づく「ヨコハマ市民まち普請事業」と

というような協働の事業メニューが、行政の施策の中にたくさんできて、協働ということでの取組み、事業が、横浜では徐々に積み重ねられてきたというのが実態だと思います。したがって、このようにしくみ化されたもの、その中で市民活動団体あるいは NPO もかなり積み重ねた活動をして来ていますので、これから協働を推進する上で、それをベースに今後どう維持、発展していくかが大事で、横浜では大きな財産でもあるし、基本的に寄って立つところのベースであると思います。

**中島:** 内海さんは、ずっと横浜のまちづくりに関わって来られたと思いますが、一番最初が平成3年ということで25年前、その次の平成8年というのは20年前。非常に歴史があるわけですが、なぜ、その当時、こういうパートナーシップや市民に対する支援が必要であったか、横浜市特有の社会的な状況などがあったのでしょうか。

**内海:** 25年前の状況では、市民活動という概念も未成熟で NPO もまだできていなかったわけですが、色々な課題解決をする力は徐々に芽が出ていて、生涯学習とか様々な形で展開が始まっているにも関わらず、なかなかそういう人たちの意見が反映されるというようにはなっていなかった。非常に古い参加のしくみしか無かった。それが「地域コミュニティ」、「テーマコミュニティ」という概念が出てきた大きな背景だと思います。その後、パートナーシップ推進モデル事業というような行政と市民との協働をやる中で、市民の力がもう少し前面に出始めて、平成14年あたりから、行政もそれを大きな柱の一つに据えたというようなことが言えると思います。

そういった中で、市民の側にも、企業市民もいれば地域住民もいるし、NPO もいるし、あるいはケアプラザの事業者などが地域にはいます。もう、市民と行政の協働という枠を超えて、市民の中にもかなり多様な主体がいるので、時代は相当に変化しているという印象をもっています。

**中島:** 市民の多様性については、後ほど分科会へのつなぎの中でまた触れさせていただこうと思いますが、次に出てくるのが、「パートナーシップ推進モデル事業」ですね。



**内海:**平成8年から10年の3か年で行って、そのノウハウをまとめた「パートナーシップの知恵袋」という冊子を作りました。それは25事業の創意工夫、協働で取り組みを進めたノウハウの事例集にもなっていて、その中からエッセンスをご紹介します。

地域や市民のニーズを踏まえた具体的な目標を設定しないと、市民同士の協働あるいは市民と行政の協働は成立しないということ。しっかりとしたプロセスと目標設定と弾力的な運用、始める時にはどういうやりとりで活動や事業を進めていくかというプロセスを設計した上で取り組む、それがあってこそと言って「すべて良し」とするのではなくて、いわば話し合いをしながら、あるいは取り組みが進む進展具合に応じて、やりとりができるようなしなやかさを持っていないと、協働事業はなかなか上手くいかないということ。3点目としては、参加者みんなが汗して働き自主性を喚起するような参加の場づくりとして、やらされ感があるようでは、その活動が自立的に発展・展開することはなく、その活動から次の自発的な活動が生まれるような、あるいは見守られる側が見守る活動をするような、そういう動きを取り組みの中でも持っていないと、新しい担い手はなかなか登場しないということ。当事者どうしでは少しくしゃくするのをコーディネートするような役割の人がいると、協働は少し上手くいくといったことがわかりました。そして、進行状況に沿った行政内連携と区役所のコーディネート機能の強化ということで、市民が地域を良くしたいという活動を支援する、それを支えるようなことも、非常に行政との協働事業の中では大きな役割を持っているというようなことが、パートナーシップ推進モデル事業の中で総括的に分かったということです。

**中島:**日付を見てくださると平成12年3月というと、16年前ですか。すごいですね。

**内海:**はい。そうですね。

**中島:**今、内海さんが総括して説明して下さったところは、先ほど「新しい公共」ということを申し上げましたが、市民の方が気づいた課題というものを、自発的に解決する力というもの、非常に重要であるということにつながると思います。行政とのパートナ

ーシップというのは、行政課題について市民とパートナーシップを組むことが盛んにおこなわれてきたと思いますが、今、内海さんが言われたように、この取り組みでは、基本的には、市民の方が自分たちの課題解決のために活動し、それを支援するという視点が行政には求められている、というのが示されていると思います。また、区役所と市民のコーディネートということももちろん重要ですが、市民の課題解決というのは、当然、生活に即したもので、行政が便宜的に決めた部署の縦割り区分とは基本的には関係がなくて、それを連携するような「行政内の協働」も求められるというようにも読み取れると思いました。

そして、新しい協働の実践例として、たくさん挙げてくださっていますが、自分たちの課題を解決するためには、自分たちが自発的に取り組む、そして、それが新しいもの・公共空間を作っていくという取り組みが横浜市には非常にたくさんあるということだと思います。ここでいくつか特徴的な事例を少しご紹介いただけますか。

**内海:**はい。先ほど、協働によって目指すものというお話を中島先生がされました。協働を通じた資源の獲得に類する話でいうと、イギリスでいえば「コモンスペース」の推進などの事例もかなりありますね。

**中島:**そうですね。イギリスでは、今の政権は特に民間の活用とか、もちろん緊縮財政下なのであるものは使おうということではありますが、例えば、チャリティとかが何か活動するときに、「99年リース」というのがありまして、例えば廃校になった小学校を「1ポンドで99年貸し出す」という仕組みで、そこを活用してレストランを開いて職業訓練の場にしたり、コミュニティスペースの場にしたりというのがあります。

ですから、新しい公共というのは、公共空間を作るということでは、建物の支援もありますし、そこで活動する人の支援というのがあります。

**内海:**なるほど。そのように考え方自体も変わってきていると思いますが、この六ヶ川連合自治会の野外サロンというのは、市の使っていない公共用地を使って、引きこもりがちな男性高齢者に地域に出てきてもらって、汗を流して畑を耕してもらっています。

実際、男性高齢者というのは、地域にサロンや居場所があってもなかなか出てきてくれません。色々試行錯誤して、大当たりしたのがこの事業です。

連合自治会が市から土地を借りて、そこを農園として、農作業を楽しんでもらおうということをやったわけです。これは市の遊休地を二宅地分、6万数千円の賃料を払って活用したものですけれども、補助金は「地域運営補助金」というエアーマネジメントの考え方の入った補助金を活用して事業をしています。

農作業の一番いい点というのは、「成果が非常に明確だ」ということです。手をかければ植物はちゃんと成長し、実がなって採れる。水やりや草むしりなどかなり手をかけなくてはなりません。活動日は週1回ですが、活動日だけでなく、20-30人の高齢者が毎日のように入れ替わり立ち代わり散歩の途中などに農作業に専念するようになるわけです。そのうち「私がこれやったからちゃんと採れたよ」というように、他人としゃべるのが苦手だと言っていた人たちが、段々おしゃべりになって、しかも、子どもたちを招いて収穫祭をやって、「おじいちゃん、ありがとう」なんて言われたりするともうやめられなくなる。それで、どんどん深みにはまる人が増えて、翌年には、自分たちだけで楽しむのではなく、採れた野菜を買い物に困っている人たちに直売しようと「朝市サロン」を始めます。公園を使って、買い物が終わると、みんなお茶を一杯飲んだり、冬だと豚汁を食べたり、昔はどこでもあった風景が見られます。そして、ここの接待係をやっているのが、民生委員とか保健活動推進員とか、友愛活動のメンバーとか、その中で「あのおばあちゃん今施設に入っているよ」といったような情報がこの場所で得られる、それも一種の見守り活動ということになっている。ここは、野外サロンをきっかけに、朝市サロンを生み出して、引きこもりの男性高齢者だった方々が担い手となって、今では町内会の役員になったりしています。

これは、地域の中の協働事業。区役所の支援があって形を作れた。現在では、三年間の補助が終わって、自立的に農産物を販売して、お金が回る仕組みを作って、エアーマネジメント的な取り組みと

なって自立的に継続しています。

**中島**：先ほど、和田議員の方からも、補助金に依存するような活動というのは問題があるのではないかという話がありましたけれども、この活動は、補助金を最初に三年間活用して、その後は自立をしているのですね。

**内海**：はい。

**中島**：「呼び水的な資金」というのはすごく重要で、最初に活動に必要なお金と場所があって、市民の自発的な活動というのを「後押し」している。あとは、自立的に事業が進んでいった、そういう事例ですね。

**内海**：そうです。「六ツ川味噌」という特産品まで生み出しています。ある意味、地域ブランドづくりまでやり始めたということで、一つの活動が次の活動を生み出しているというのは、そこに「自発的な要素」がないとなかなかそうならない。やらされ感でやるのはだめという協働の取り組みだと思います。

**中島**：自発的な活動を引き出すというのがいかに重要かということでしょうか。

**内海**：そうですね。あとはこの白根台第九自治会の事例です。横浜みどり税はみどり保全のために8割が使われていますが、用地買収だけしているのでは成果がよく見えないという声もあります。農産物の直売所を補助するような農業振興のために使うお金のほかに、地域緑化として活用しています。横浜も40年くらい前は5割以上が大きな森林として広がっていました。370万人の大都市になった反面、その緑は失われたわけですね。みどり税を緑を復活させるために使おうということで、地域緑のまちづくり事業というのを始めて8年目に入っています。

この自治会は、高齢化が進んでいるのですが、緑化活動を続けるうちに生活の中心をそれに置くような方も現れ、活動するのがこの上なく楽しみだという高齢者が出てきています。また、いつまでも補助金に頼るようではいけないと、空き家の庭に苗生産の拠点を作って苗の自給体制を作り、自立的な側面も強まっています。それまでは、花とか緑を自分の家の中から見えるように作って楽しんでいたのが、まちを歩き交う人に楽しんでもらうという視点が



出て、皆さんの意識も変わり、住宅地の街並みそのものがかなり変わってきました。これも、緑を通した協働事業という形でやられています。

**中島:**この後、分科会1で今の議論をもっと深く話す機会があると思いますが、多様な主体ということで、企業はこれから大変重要な役割が期待されますし、企業の方も分科会で発表しますが、このことについて何かありますか。

**内海:**ぐるっと緑道という NPO 法人がありまして、「ヨコハマ市民まち普請事業」に応募したのですが、一回目の応募では見事落選をしました。提案内容としては、中川駅前に、歩行者専用道路が途切れている非常に危険な場所があるので、安全な歩道を作るという提案でした。落選後、「なんとか夢は実現したい」ということで、地域まちづくり課にコーディネーターを派遣してくれないかということで、私が派遣されました。

夢を実現させるプログラムを考えると、行政の力だけがすべてではないということで、隣接した土地を持つレンタル会社と協働できないかと考えました。まず、スクールゾーンになっていたことから、白線を土木事務所に引いてもらって、歩行者の安全が保てるか東京都市大の先生に定点観測していただき、危険な状態を撮影していただきました。次にグリーン舗装をし歩く空間をもっと強調してもらい、それも定点観測し、危険な状態が明らかになりました。

こういう映像を土木事務所と共有する中で、レンタル会社から土地の提供を得られれば工事は土木事務所がやりましょうという話までいきました。歩道設置まで実際5年かかったわけですが、短期決戦でいくのではなく、NPO・企業・商店会等が少しずつプロセスを踏んで、土木事務所による歩道拡幅を協働で実現できたという事例です。

公共事業でやる場合は、土木事務所が企業と交渉するのですが、今回はNPOが企業との交渉を担うというように、地域の力でクリアしました。

この NPO は、次に、商店街の活性化に取り組みます。これも「まち普請事業」に応募しようという案もありましたが、歩道設置の時から商店街の会長を巻

き込んでいたため、それが布石となって商店街の会長が経営するスポーツジムの1階にコミュニティカフェを開設することにつながりました。一緒に各地のカフェを視察して、研究会活動しているうちに、思いが伝わったんですね。事業者の費用でカフェを設置し、現在もスペースを割安で NPO に貸し付けて運営しています。こういう民間企業とのコラボもこれからはもっとあるのではないかと思います。

第3弾は、花と緑の中川ルネッサンスということで、商店街活性化のための緑化やイベントのための舞台設置などを、ようやくまち普請事業が採択されて行いました。足掛け、8年くらいの歩みです。

**中島:**これはずっと同じ団体ということなのですね。市民の方が生活するうえで必要な課題を解決したいということ、それを行政の方から見れば、今回だと安全とか行政の課題でもあると、それをお互いが独立でやっていたらなかなか解決しないところを協働で取り組んでうまくいったということですね。

**内海:**はい、商店街もどんどん元気がなくなっていました。自分たちの居場所にもしなければならぬと。

**中島:**非常に複合的に課題解決に結びついている。そういうことですね。

**内海:**はい。

**中島:**今日これから分科会がありますが、皆様のお手元の資料にある横浜市市民協働条例の主なポイントというところに沿って、基本的には構成されています。

一つ目が、協働を担う「市民等」ということで、やはり今までのお話のように「市民が協働の主体である」ということなのですが、横浜市市民協働条例では、市民等は幅広く捉えられています。そして、市民のイニシアティブが広がることによって協働というものの空気ができてくるというところを分科会2でお話いただけたと思います。

続いて条例の主なポイント2として、協働事業の提案ですが、市民の発意によって始まる協働のしくみについてを分科会1で扱います。

そして、分科会3では、協働を始める上では、市民の発意、自発的な地域の課題を解決しようとする

ものを単独で行うだけではなくて、行政との協働が必要になります。そこで市民の自発的な活動をいかに活かすかというところで、協働契約などのルールが非常に重要であるという分科会が行われます。

中間支援については、3つの分科会そのすべてを通して、それを支えるコーディネートや情報提供とか、まとまった意見を政策提言するとか、そういうことすべてが関わってくるのではないかと思います。内海さんの資料でも新しいステージとしてまとめていますが、内海さんの方から提案はありますか。

**内海:** 市民からの提案という第一分科会についてですが、これは条例第10条で位置づけられたもので、冒頭でお話しました通り、横浜の場合は、環境まちづくり協働事業とか、協働事業提案制度モデル事業とか、横浜会議での取組だとか、ヨコハマ市民まち普請事業とか、こういうものが事業としては展開されてきています。

ただ、時代は大きく変わりつつあるということで、地域の人材や資源を生かした魅力づくりとか、空家・空地がどんどん増えつつある状況で、それを荒れたままにするのではなく、資源として捉える視点で上手く利活用できないかという問題だとか、また横浜市は、政令市では珍しく、地域福祉保健計画を地区別にやっている数少ない大都市ですが、そこに今市民の皆さんが色々な立場で参加して、今や福祉から大きくシフトして、まちづくりや場合によると環境保全とか、農業だとか、そういう他分野まで含んだ第三期の計画策定が終わって、いよいよ推進の段階が始まっています。あるいは生活困窮者の生活支援というようなことをする必要があります。そもそも相談に来るうちの3分の1しか就労につながっていないんです。あとの人たちはどうしたらよいか分からない。けれども、色々と社会参画をしたり、人のつながりをもう一度築き直すところから就労の方に行くような流れを作らないとだめだというようなこともあります。

協働事業については、これからの時代に相応しい新しい課題解決を図ろうとすると、やはり協働という考え方でやるのが大事になるかなとそういう風に思っています。

**中島:** 私は協働というものに関して二つ種類があるのかと考えています。いまずと歴史から内海さんにお話しいただきましたけれども、市民どうしの活動がこれからの社会にとって非常に重要になってくる。それを活かして、それを行政につなげる。土台となる市民どうしのつながりというものがあるって、それをいかに協働に活かせるか、そういったことを、制度や皆さんとの対話を通じて、横浜市の新しい、これからの未来のために、役立てていければいいかなと思っています。

写真

写真

写真

写真



## ■分科会①

### 市民からの提案、その先の未来

#### 【企画会メンバー】

- ・ 治田友香  
(関内イノベーションイニシアティブ(株) 代表取締役)
- ・ 三輪律江  
(横浜市立大学大学院国際総合科学群 准教授)
- ・ 永岡鉄平  
(NPO 法人フェアスタートサポート 代表理事)
- ・ 伊藤真知子  
(NPO 法人いこいの家夢みん 理事長)

#### 【開会】

治田：分科会①を開始します。この分科会は、協働事業が提案できるとされたものの、提案件数が挙がってこないのが行政側の課題であり、市民側も制度を使いこなせていないという課題があります。みんなで考え、推進するためのヒントを収集したいと考えています。それでは、事例①になります。兼弘さん、よろしくお祈いします。

#### 【事例①】

～市民協働条例の市民提案事業第1号～

事例紹介者：近藤博昭さん、兼弘彰さん（ほどがや 人・まち・文化振興会）田並静さん（元保土ヶ谷区区政推進課 担当係長）

兼弘：ほどがや 人・まち・文振興会の兼弘です。よろしくお祈いします。我々は市民協働事業を平成25年から3か年に渡り実施していました。

「ほどがや 人・まち・文化振興会」は、まちづくりに寄与する30余りの団体が加盟していて、「まちを想う人」を増やし保土ヶ谷の魅力の発信・創出を推進するために色々な角度で良いまちづくりを考え活動しています。具体的には、街道を中心にまちづくり活動を展開しています。

「朝市街道」では、地産地消をテーマに地元の都市近郊農家（3農家）の作物販売を週1回行い、「すぺーすほどほど」では、子育てグループと整体師が協力し、親子の居場所と歴史の展示所と整体所を融合しています。「今昔写真展」では、昔

の写真と今の写真で同じ場所で撮影したものを比較して郷土を知ってもらうことやジオラマ展示などを行っています。「宿場朝市ごうどいち」は江戸時代に開催していた市の復刻として月1回開催していき、地元野菜をはじめ保土ヶ谷ならではの名物を販売しています。「ほどがやまちゼミ」では小学校6年生を対象にまちを学んでもらっています。「まちかど博物館スタンプラリー」は老舗店舗をまちかど博物館としてスタンプラリーにして歩いてもらうものです。

これらの事業を昨年度までで市民協働事業として実施しており、市民協働事業として終了した後も、「宿場朝市ごうどいち」や「ほどがやまちゼミ」「今昔写真展」「ほどがや弁当」などは自主事業として継続実施しています。ここで協働事業のパートナーであった田並さんに交代します。

田並：協働事業を実施するにあたって、市職員として担った3つのつなぐ役割について話します。1つ目は情報をつなぐ。実は県の助成金に落ちたところに市民協働条例の情報が入り、提案しました。2つ目は人をつなぐ。広報誌「ほどがや 人・まち・かわら版」の創刊号は、まちづくりを支援したいという横浜読売会を団体と繋ぎ、無料で作ってくれました。3つ目は事業をつなぐ。存在しない事業や予算を作り、協働事業ができる枠組みを行いました。協働事業で大事なこととしては、市民と一緒にやる気持ちを持つこと。日常的なコミュニケーションを通して、事業目的や課題などを共有すること。黒子として支援することを心がけていました。私はハードとソフトを調和したまちづくりをしたいと思っていましたが、協働事業をきっかけにして、新しい方々が繋がることができ、ハードとソフトの連携についても上手くいっているのではないかとお祈います。

治田：ありがとうございます。どうやって事業継続の仕組みを作りあげたのでしょうか。

兼弘：7～8ある事業のうち、ごうどいちなどの協働事業をきっかけとして立ち上がった事業を

自主事業として継続しています。また、まちかど博物館スタンプラリーなどの一部は区役所事業になっており、棲み分けしながら別の形で継続しています。

**治田**：ありがとうございます。本日はもう一方にお越しいただいておりますので、近藤さん、1分程度でお話を頂戴できればと思います。

**近藤**：私は保土ケ谷で生まれて保土ケ谷で育ってきたので、保土ケ谷になにか活かすものが作りたいということで、自分がやっていた、そばやと保土ケ谷の特色を繋げたいというのがきっかけでずっとやっています。市民はやめなくていいし、いつでもやめてもいいんです。一旦休んでまた始めても継続していることになります。保土ケ谷は歴史を活かしたまちづくりをやっていましたが、歴史だけではだめだということに気づき、それをバージョンアップさせた形で、歴史を活かしたまちづくりの一部を今はほどがや 人・まち・文化振興会が担って、一緒にやっています。

**治田**：ありがとうございました。市民はやめなくていいというのはその通りかもしれませんね。非常にわかりやすい言葉をいただいたと思います。好きな時にやれるということですね。

写真

写真

## 【事例②】

～公民連携による課題解決型公募モデル事業～

事例発表者：石塚淳さん（三菱地所レジデンス株式会社 横浜事業部）

**治田**：事例②です。石塚さんお願いします。

**石塚**：よろしくお願いいいたします。私ども、三菱地所レジデンスは、住宅開発を行っている企業です。その中で公民連携による課題解決型公募モデル事業を説明させていただきます。

1つめの事例といたしましては、ザ・パークハウス戸塚で、2014年3月に入居が始まっている物件です。2011年9月に公民連携による公募がされて、弊社が提案しました。公民連携による課題解決型公募モデル事業を簡単に説明しますと、横浜市の土地活用を行う時に、単純に売却ということではなく、事業者や地域の方の意見を把握しながら、課題解決に資するように市有地を有効活用するという事業になり、土地価格は固定で、提案内容を審査して決定ということでザ・パークハウス戸塚は第1号事業です。こちらのマンションは1階のエントランス脇に他世代間交流が行えるコミュニティスペースとして、地域のNPOが運営する「ふらっとステーションとつか」を設置しています。事業提案をするにあたって内部で検討する中で、コミュニティスペースをサポートする共同事業者に相談したところ、地域のコミュニティ向上の取組は他世代間の交流であるという意見をいただき、地域のことは地域で課題解決をしている団体に聞くべきだということで、地元のNPOを紹介され、提案までの間は協力会社を介して提案書の作成をしました。その後、採択されてから顔合わせし、詳細を詰める中でランチを行うことなどを決めました。ただ、臭気の問題などがあるため、排気スペースやメニューをどうするかなどを協議し、実現しました。次の案件は、戸塚駅の旧バスセンターの跡地における事業です。ザ・パークハウス戸塚の経験から、より積極的に課題解決型事業を検討していこうということで、応募し



ました。提案事業の趣旨としては、人の流れやにぎわいを創出する。特に子育て世代の流入を目指した課題としていたので、弊社としては、駅前のバスセンター跡地に分譲マンションを作り、その下には店舗や NPO が運営する地域交流施設を作ることとしました。最後の事例としましては、ザ・パークハウス新子安ガーデンです。こちらは市有地の跡地開発ということではなく、元々大規模な物件であったということから、地域に与える影響も大きいということで、まちづくりを地元の方々と協議を重ねて作っていききました。弊社は平成 21 年のまちづくり委員会発足当初から参加し、地域の方と勉強会等々を現在までに 42 回行ったところです。こちらは、4 方向が道路になっており、歩道がないことが問題でした。安心して歩ける歩道を作ったり、元々、広域避難場所に指定されていたので、防災拠点となるようなものを設置したり、認可保育所、学童などを皆様の意見を取り入れながら作っていききました。歩道は、緑を楽しめるものにしたたり、防犯面で寄与するような街灯を設置したりしました。説明としては以上です。

**治田：**ありがとうございます。地域の課題を行政でなく企業の方が受け取って事業化するという非常に面白い事例だと思います。本日は会場に、パートナーとなった、くみんネットワークとつかの理事長がいらっしやっています。島津さん、一言お願いいたします。

**島津：**今、お話のあったとおり、出来上がる 2 年くらい前から毎月集まり、どうやって運営するかを検討しました。色々と注文を付けましたが、その都度、丁寧に説明・対応していただきました。「ふらっとステーションとつか」は、ただ集まる場所でなく、地域の共生社会を作るようにということで作りました。居場所というと、高齢者や障害者、子ども、と縦割りになりがちですが、ここは誰もが来れるようにしています。行政も縦割りですが、それでは隙間があると思っていて、

その隙間を埋めていき、縦割りから丸ごとに変換していき、地域の方なら誰でもふらっと立ち寄って心地よく過ごせるような場所にはしています。

### 【質問と参加型の共有タイム】

**治田：**それでは共有タイムを行います。永岡さん、伊藤さんお願いします。

**永岡：**まず、事例①ですが、行政との負担割合や資金面で工夫した点などを教えてください。

**兼弘：**資金面では潤沢ではないので、工夫が必要になっています。協働事業では 50 万が行政、会としては 1 割負担でした。会の全ての事業のうち半分が協働事業でしたが、その他の事業をやりながら少しずつ事務局のお金としてプールしていました。事務局の人間はボランティアなので、かかるのは印刷費程度です。広報に関しては FB などを使えば簡単に拡散できますが、やらない世代の方などもいることから、紙媒体が必要になります。そこをどうするかが非常に大切な部分でした。年間 50～60 万の予算を自主事業で確保し、諦めるところは諦めています。

**永岡：**個人的に聞きたいことになるのですが、自主事業では、どの事業が一番の稼ぎ頭ですか？

**兼弘：**一番は野菜の販売や市への団体からの出店費用が多いです。

**永岡：**もう 1 点お伺いします。どのような経緯で団体が立ち上がったかと団体が継続して活動するテクニックをお伝えください。

**近藤：**元々は保土ヶ谷宿 400 クラブというものから 30 年前から市の方と一緒にやっています。江戸時代までは横浜といえば保土ヶ谷で、今でも 750 点もの物が本陣に残っています。そういうものを私も知らず、知ったらハマってしまいました。色々な方と知り合い、一緒に勉強し、自分たちの手でよくしたいという想いで頑張っていました。仲間を作ることはお金を作るより大変で、継続させるのはもっと大変ですから途中で休んでもいいんです。

伊藤：事例②について、家賃・管理費の団体負担について伺います。

島津：マンションの共有部分として地域交流室が設置されているので、マンション住民の管理費等で賄われています。やっていいといわれても何年か経った後に退去や支払い要求があるのではないかと気になっていたので、協議の中で話したところ、地域交流室があることを重要事項説明書に盛り込むことを約束してくれ、それが気に入らない方には売れませんとまで言ってくれました。現在は5年契約でやっています。

伊藤：石塚さんへ伺います。地域と協働することについて、企業のメリットを教えてください。

石塚：企業側としてはマンションが売れて欲しいというのが最終目標ですが、今はモノを作れば売れるというものではありません。住民の方がその地域でどんな生活が待っているのか。といったものがやはり付加価値となると思います。いかに知恵を絞って地域の方々と共生するということを考えてモノ作りをすることで、それを評価してくださるお客様にマンションを売りやすくするといったところが我々のメリットかなと思っています。ただ、どの物件でもできるわけでもないので、少しでも地域と共生する部分を見出していくということを心掛けていくことでマンションに住む方と地域の方がすんなりと受け入れてもらって生活をスタートできるようにするのが、大切な部分だと思います。それを評価していただければ、会社の評価にも繋がるのでメリットかなと思います。

永岡：ありがとうございました。他の地区で似たような事業があるのかといったことをまとめてください。

三輪：どこに相談すればいいのか、誰と繋がれば提案できるのかという部分がとてもわかりにくいということがこの質問からは感じられます。実は市民局が出している支援制度ガイドブックというのがあり、対象や要件、問合せなどをまとめた冊子です。区局別の事業も載せてあり、かな

り手厚い冊子になっていますので、これを見ることで、自分の活動に合った支援を調べることができます。市民側からの情報発信が足りないという面と行政側からの情報発信が足りないという双方においてやり取りが上手くいっていないというのが課題になっているのかなというのがありますので、こちら辺も今回のフォーラムでのポイントになると思います。

写真

写真

### 【制度説明と事例③】

～ヨコハマ市民まち普請事業の挑戦者たち～

事業説明：谷田広紀さん、森直之さん（都市整備局地域まちづくり課）

事例発表者：前田未来さん、小笠原弘さん（街の家族）

治田：それでは、次の事例に移ります。まずは、まち普請事業についてご説明をお願いします。

谷田：まち普請事業は地域課題の解決や街の魅力づくりアップのため、施設整備の提案を募集します。その提案後に2段階にわたって公開コンテストを行い、通過した提案には最大で500万円を助成するといった事業になります。応募前の事前登録や提案書づくり、1次コンテストに向けたプ

レゼン資料の作成や原稿づくりなどは市の職員と一緒に作って支援しています。1次コンテストを通過しますと最高で30万円の活動助成金を交付するだけでなく、まちづくりコーディネーターという専門家を紹介し、活動の進め方や地域との合意形成、まちの課題を見つけることへの支援を行います。2次コンテストで選考されると、最高500万円の整備助成金を交付します。

**治田：**ありがとうございました。それでは次に、ヨコハマ市民まち普請事業への挑戦者たちということで、街の家族さんお願いいたします。

**小笠原：**我々はプライベートの閉じた場をできるだけ解放的な交遊と活動の場とすることを目指して挑戦し、1次コンテストを通過しました。自治会町内会など既存組織との合意形成について課題をいただいたことから、2年目に入り、地域との合意形成を進めるために、地域まちづくり課に事業説明やマッチングをしてもらいましたが、活動の中で私たちは、課題は自治会町内会でなく近隣住民との合意の必要性だと気づき、結果的に2次コンテストを辞退しました。

ただ、この2年間にたくさんの支援をいただいたことで、活動のベースが築かれ、辞退後も色々な助成金を利用して活動拠点の整備を進め、空き家には私たちの想いをほとんど反映できました。

今では空き家が交流の場となり、とてもたくさんの活動が生まれています。

一方で活動の広がりはおく近くのお宅には、たくさんの人が出入りするなど、課題も出てきています。1か所の生活の場に過度の活動が集中してしまいました。1つには運営の経費を生み出すことを街の中の仕組みに根付かせたいと思っています。2つ目は空き家の活動を街全体の受入環境づくりに結びつけるという取組みが必要と考えるようになりました。それで、奈良町の特徴を生かしながら、私たちの活動を含め、街の色々な活動が面的に繋がり、街の中に動きを取り戻すことを考え、それが街の家族の収入増につながり、街の元気と共通の場と活動づくりになるということ

で2回目のチャレンジをしました。そこで次の世代にバトンタッチとなりました。

**前田：**2回目のまち普請への挑戦では地域の方からの提案で、こどもの国のゲートの目の前にある小屋を奈良の様々な情報発信や野菜やハンドメイド作品販売を目的とした、奈良町ふれあいの駅として、活用したいという想いで提案しました。応募することとなってから市職員が当日まで客観的な視点でサポートしてくれ、大変助かりました。私たちの漠然とした想いを一つ一つ丁寧に拾い上げてもらうことで夢が具体的になり、目の前にある課題を明確に考えることができ、夢が実現する可能性や手ごたえを感じることができました。結果は惜しくも1ポイント差で通過に至らず、とても残念な思いを抱きましたが、これだけの準備をして当日参加したことで、自分たちがなぜ、これをやりたかったかといったことの再確認ができました。今後はこの小屋に固執することなく、提案した内容が実現したらいいですし、そのためにどうするかといった夢や思いを明確にして、具体的に活動していくというやり方はこれからも必要になりますし、それが財産になったと思います。これによって地域の方々との新しい繋がり可能性などが見えたことも、とても大きな財産であると思います。1次を通過できなかったことをバネにして、ワクワクしながら次の挑戦をしていけたら最高だなと思います。

**治田：**まち普請事業は助成額がとても大きいのでお金に目が行きがちですが、それだけじゃないですね。次は、三輪先生から採択に至らなかった提案団体とその後について、調査結果を説明していただきます。

**三輪：**私は昨年、まち普請事業の概要と、落選団体への調査を行ったところ、その結果が非常に市民協働にコミットしている内容であったため、紹介します。調査方法としては提案事業の分析と団体へのアンケートを行いました。提案書から提案団体を地縁型、テーマ型、まちづくり協議会型の3つにカテゴライズすると、整備率はやはり地縁



型が一番高い。これは地縁型が元々地域に密着した活動をしており、地域の合意を得やすい組織づくりをしているため、合意形成がしやすいです。一方で、テーマ型やまちづくり協議会型は、どんなところで提案されているのかというと、公有地、公園や道路といったところだと、実現されやすいし、民のところでは、最近では空き家活用がとても多いですが、半分民なので、それを所有している方や周辺住民の合意を得るのが難しいという話があります。落選団体にアンケートしたところ、何もしていないところよりも、何らかを実現しているところの方が7割強と多かったです。まち普請事業に応募したことをきっかけとして繋がりを持った人たちを芽づる式に発展させるとか、それ以外の他の公的資金の投入という形で実現しています。また、行政との連携も、まち普請事業を通じて、相談に対応する行政の窓口がどこになるかわかり、相談のあてがついたり、企業との連携についても増え、活動資金も何とかしていこうとなっており、まち普請事業を市民協働という観点で見ると、事業によって皆さんの市民力・協働力が培われていくのがよくわかります。

## 写真

### 【トークセッションと質疑】

**治田**：ありがとうございます。ここで質問をしたいと思います。制度に挑戦されて、ダメな時には気分が落ちると思いますが、どうしましたか。  
**小笠原**：1次コンテストが免除になったため、2年間かけて活動の土台を築くことができました。落選時も、事業をどうしてもやらないとまらない熱がメンバーの中に出てきており、もう走

り出しているのでは止まらないということで落ち込みませんでした。2回目の提案では、コンテストを通じて次の世代に伝えることができたので、それほど落ち込んでもいません。

**前田**：今日ここに来る予定だったもう一人と私は、主婦として、母親として、街の家族にお世話になる中での恩返しを考えていましたが、最終的には地域のために何かできるかもしれないというのが見えたのが良かったと思います。

**治田**：誰かの想いを社会化する時に、誰かに話を聞いたり、ひっぱってきいたり、そこの共有が地味だけど価値があります。地域まちづくり課へ質問です。色々な提案がある中で、申請者側の課題はなんでしょうか。

**谷田**：まち普請事業は施設整備に対する助成ですが、施設を作るのが目的ではなく、企画検討やコンテストなどのプロセスを通じて地域の方々と繋がることで、地域コミュニティが活性化されること、施設を整備したあとに自分たちで維持管理しないといけないのですが、自分たちで整備することで施設に愛着がわき良好な維持管理ができること、そういったことが目的としてあります。課題ですが、最近、提案で多いのはコミュニティカフェなどの拠点系の提案ですが、どうしてもお金の問題が絡んできます。経営の話になってしまうと、都市整備局としては弱く、課題だと思っています。

**森**：例えば、子どものために〇〇をしたいとの提案があったとして、お子さんに話を聞きましたかと尋ねると、子どもから話を聞き出せていない。そうなるとう一方通行になってしまっていて、ただ自分たちがよかれと思ってやりたいことをやっているだけになってしまいます。逆にいうと、その部分をフォローすることが協働で事業を行っているというメリットになります。我々が一步引いたような形で、提案者の色々な考えを整理して一緒にやっていくというのが、まち普請らしい部分かなと思います。良くも悪くも想いを持ちすぎてしまう提案内容を現実的な内容に整理するとい

うフォローを我々がしています。

**治田**：とてもまちづくり課とは思えない仕事ですよ。もう1つ、今回の分科会のテーマは提案事業にたくさん応募してもらいたいという狙いがあります。その時にどんな支援があるといいのかをまち普請事業に照らして考えてみますと、まちづくりコーディネーターの役割が大きいのではと思うので、その役割について教えてください。

**森**：1次コンテストに通過しますと、横浜市からまちづくりコーディネーターを紹介します。提案グループは、通過した際にお渡しする30万円の助成金を使って契約します。役割として一番大きいのは、皆さんの想いを形にするという部分です。その他にも、地域との連携や想いをどう実現するかといった部分もアドバイスします。

**治田**：街の家族さんでは、具体的にどういう形でコーディネーターが支援をしましたか。

**小笠原**：地縁やオーナー、行政、そこの橋渡しをしてくれました。いただいた課題は全て解決していませんが、今も考えながら活動しています。

**治田**：田並さんに伺います。これから提案事業を増やすためのアイデアというかヒントをいただけたらと思います。

**田並**：「ほどがや 人・まち・文化振興会さん」の活動が続いているのは、まちづくりコーディネーターである兼弘さんの力が大きいと思います。兼弘さんは保土ヶ谷区民として、コーディネーター役をやってくださって、近藤さんの熱い想いを形にした事業提案書を作成したり、かわら版を作ったり、様々な場面で珠玉の活動をしています。何かまちづくりの活動をするときには、地域にノウハウを持っている方が必ずいると思うので、そういう人を探してメンバーに引き込んで一緒に活動をしていけると良いと思います。役所との付き合いは密なコミュニケーションをして、対立でなく、プラスの提案をたくさんすれば、それを担当が受け止めてくれると思います。

## 【まとめ】

**治田**：皆様、長い時間お付き合いいただきましたが、最後のまとめとしたいと思います。

**三輪**：最初に申し上げた通り、ここで結論を出すものではありません。今日は新しい色々な側面からの話が出たと思います。例えば、縦割りのものを横に繋ぐというのは事業だけでなく、職員の繋がが必要だという意味で、市民局は協働事業の提案制度が色々な局の中で浸透するようにしていくのが必要なのかなと思いました。

また、協働力のある職員の育成もあると思います。例えば、まち普請事業であれば、区の職員でも大体、ピンとくるので、話しが進むと思うのですが、協働条例の提案はそうはいかない。そういう部分でも職員の育成が課題だと思います。

今後は企業もタッグ相手として必要になってきます。事例の中で面白かったのは、重要事項説明書に最初から盛り込むという話でした。最初のボタンをきちっとかけるという丁寧な作り込みは、すごく大事なことで、今後、仕掛けていくのなら、行政側からも丁寧に作りあげてくださいという伴走支援をしないといけないと思います。たまたまそういう意味合いが強い企業だと上手くいくかもしれませんが、広く一般の企業では、なかなかそういうところはないと思います。そこで、中間支援として入る行政側の役割が重要になると思います。場合によっては、それを声にしていく、対等に話していくといった雰囲気などの土壌も必要なのかなと思いました。

**治田**：この後の全体会でこの他の分科会の内容も共有できると思いますので、それを聞いて明日に活かしていただけたらと思います。おつきあいありがとうございました。

写真

## ■分科会②

地域の中の「私」「共」「公共」

### 【企画会メンバー】

- ・松村正治  
(NPO 法人よこはま里山研究所(NORA)理事長)
- ・中嶋伴子  
(NPO 法人くみんネットワークとつか)
- ・山根誠  
(松見2丁目西部町内会 会長)
- ・吉原明香  
(認定NPO法人市民セクターよこはま 理事・事務局長)

### 【開会】

吉原：それでは、分科会2を始めます。本分科会のテーマは地域の中の「私」「共」「公共」です。横浜ではこの数十年市民の力で住んでいてよかったと思える地域づくりを目指して地縁組織もテーマ型組織も市民が連帯してまちをつくってきました。その中で培われた自治のスピリットをいかしたこれからの地域づくりを起こしていきたいと思います。

では、事例に先立ちまして本日のコーディネーターの松村さんをご紹介します。

松村：みなさんこんにちは、分科会2のコーディネーターをつとめます NPO 法人よこはま里山研究所 理事を務めております松村と申します。どうぞよろしくおねがいたします。

吉原：一人目の登壇者は栗林知絵子さんです。栗林さんは、先日、子ども食堂の全国ネットワークを立ち上げられました。成績が悪くて高校にいけないかもしれないと悩む知り合いの男子中学生に勉強を教えたことをきっかけに活動を続けています。それでは栗林さん、よろしくお願ひ致します。

写真

### 【事例①】

「一人の中学生と私のおせっかいから始まるこの5年のお話し」

事例発表者：栗林知絵子さん (NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 理事長)

栗林：よろしくお願ひします。NPO 法人豊島子どもわくわくネットワークの栗林と申します。まず、私の活動の原点からお話しします。豊島区では2000年くらいに子どもの権利条例を作り、2004年にプレーパークという冒険遊び場、外遊びの場所を作るワークショップに参加しました。ワークショップは、区と住民の協働ではなく、場所はここで、時間は何時から何時まで、地域の人たち関わって下さい、というものでした。想いのある人は抜け、地域の町会の人たちが残り、その他に残った子育て中の親は私だけで、事業がスタートし、現場に関わるのも私だけでした。町会の方は会議に参加するけど、現場にはあまり来ませんでした。

私はこんな近くに子どもを遊ばせる場所ができてよかったと、毎回子供を連れていっていましたが、その公園には昨日からご飯を食べていないという親、引っ越す前に車の中で暮らしていたという子、酔った母親に包丁を突き刺されたゲーム機を持つ子が来ていて、この街には私の知らない環境で暮らしている子どもがいるのではと思ひながら、過ごしていました。

2008年に年越し派遣村のニュースをきっかけとして、貧困問題に関心を持ち、色んな勉強会に参加したりする中で社会の構造や雇用問題、社会保障問題の全てのしわ寄せが子ども達にきていて、こどもの自己責任でも、親の責任でもないのではと思ひました。そんな思いをもっているときにプレーパークで一緒に過ごしていた中学3年生の子と、スーパーで会いました。いつもは3~4人で群れているので、決してそんな話はしませんが、一対一で会った時に「成績が悪いから先生に「都立高校は無理」って言われた」というのを聞いてしまったんです。それを聞いて、私は家で勉強会



を始めることになりました。映像をご覧ください。

#### ※映像① 健一くんとの出会いについて

私はプレーパークで彼と話していても貧困には気が付きませんでした。うちにきてから勉強が苦手な事などや小学生の頃から兄弟2人でお母さんから500円ずつもらって一日の食費を賄っているということを聞いたことをきっかけとして、勉強会をしながら彼と二人でご飯を食べるようにしました。そこに大学生も加わり、半年後には、うちの家族みんなと食卓を囲んでいました。

結果的に彼は高校に合格しましたが、それまでに様々なことがありました。模擬試験を受けるためや塾に繋げるために地域の方にカンパをお願いしたりもしました。合格した後で、繋がったみんなと話し合い、この繋がりを、地域の子どもは地域で見守り支えるネットワークにしていくことになり、どんな子どもも来れる学習会を始めることにしました。

2012年4月からは子ども食堂の取組も始めました。それは、2人の困りごとを知ったからです。

1人は「家族でごはんを食べるって気持ち悪い」といった彼です。私は家族でご飯を食べるのが当たり前だと思って子育てをしましたが、彼はその経験がなく、それで団らんを築けるのかなと思い、地域で団らんの場所をつくろうと思って子ども食堂を作りました。もう1人は山田さんという63歳のおじさんです。奥さんは癌でなくなり、同居していた息子夫婦も京都に移住してしまい、一軒家で孤立し、電話がかかからない、テレビも新聞も見ることができない、という彼のつぶやきを聞いてから、ほっとけなくなり、漬物を持っていったり、勉強会に呼んだりしているうちに、山田さんが「うちを使って子ども食堂を作りたい」と言ってくれて、子ども食堂ができました。

#### ※映像② こども食堂について

山田さんは当時を振り返るとあの時はどん底だ

ったと言っています。たった月2回ですが、みんなと同じものを一緒に食べるのは幸せだと言っています。ここでは、栄養を満たせるわけではないですが、皆で食べることによって地域の交流が生まれて、色んな人たちの繋がり場になっています。プレーパークで繋がる色んな困難を抱えている子は、行政にも月に一回の会議で報告しています。そうすると、「栗林さんがやることじゃないでしょう、一回みんなでご飯を食べたからってどうなるの」「行政などに繋いでください」と言われるので、繋がりますが、繋いでもその子の暮らしは変わりません。御飯を食べていない、学校に行けないという暮らしは変わりません。ただ繋ぐことで行政は情報をキャッチして遠くから見守るだけです。結局、何も変わらないならできることをやろう、ということで子ども食堂や学習支援を始めました。この頃、実は区が中学校を建設してプレーパーク事業を中止する予定でしたので、私は対して色んな呼びかけをし、繋がった多くの地域の方が行政に働きかけてくれました。私が一人で頑張っても、全然耳を傾けてもらえなかったのに、みなさんが声を上げたことで区が新しい土地を買って常設のプレーパークを作ることになりました。

これをきっかけにわくわくネットワークをNPOにして、現在は区から委託をうけて協働というかたちでプレーパークを運営しています。

しかし、区からの委託金は470万円と運営には足りませんが、私たちはお金でやっているわけではなく、地域の子どもを地域で見ることに意味を見出しているのです、なんとか工夫しています。

現在では、豊島区でも取組が広がり、学習支援と子ども食堂がともに約10か所あります。

行政も積極的に協力してくれるようになりました。見えない子どもの貧困、虐待、孤立といった情報を持っているのは行政で、そういう子どもたちを私たちの子ども食堂、学習支援に繋いでほしい。行政は10か所のネットワークを作りやマップを作って情報提供してほしい。行政が出来ることは広報や情報を繋ぐことです。場を作るのは、

変わらず繋がっていただける住民ですから、住民と協働をしてほしい。私たちはそういうふうに行政に伝えながら一緒にエンパワメントしています。なんだかんだ私たちは、子どもの貧困問題に取り組んでいたんですけれども、お金もない場所もない住民主体の子ども食堂ができることで、食材、ボランティアをしたい、手伝いたい色んな形での寄付がつながり、内閣官房長官賞や東京都女性活躍推進大賞をもらいましたが、これは地域の人たちが子ども食堂に集まり、つながりのなかから子どもたちを育成していく地域の活動の場になっています。

**松村：**栗林さんありがとうございます。ストーリーが素敵なので思わず聞きほれてしまいました。最初にお話ししたいのですが、分科会2のテーマは、地域の中の「私」「共」「公共」というテーマです。栗林さんのお話は、ほっとけないという個人としての気持ちから発しているのが大事だと思います。3つある分科会のうち、分科会2は協働を担う市民がどう起こってくるのかを確認したいと思っています。それぞれの人が持つ、ほっとけない気持ちを行政に頼むのではなく、自分でなんとかしたいというものを栗林さんのお話の中では確認できたと思います。

ただ、一人では非常に弱いですし、仲間を作っても、行政の支援があると、非常にいいと思います。栗林さんのお話しでは、情報センター的な役割や広報していく役割、あるいはネットワークをつくるか、そういう行政が得意なことを確認しながら、ただあくまでも伴走支援だと。

行政職員は変わっていく一方で地域の方々はずっとそこにいて、子どもからお年寄りまでサポートしていける。地域には、それぞれの私がいって仲間と寄り添っていくと共にあっていき、そのなかで社会的な役割を果たし、公共的な価値を持つ。今まで地域活動は、行政の末端組織的な活動をかなりしてきたと思うのですが、実は公共的な担っている時に、役割栗林さんのお話は社会的な意味を持っているという可能性が高いということ

を示唆いただいているのではないかと思います。

ここからはライブ質問をしたいと思います。インタビューの山根さん、ご自身の経験を踏まえて、栗林さんのお話しをもっと引き出していただきたいと思います。

**山根：**私も地域に根差した活動を長くやっています。栗林さんのお話しはすごいのですが、すごい人のすごいことでなく、ごく普通の生活者・住民がこんなふう考えたならこんなことが出来るという風に捉えていきたいと思います。

一点目は、プレーパークに関わった時、一人になってしまったという経緯を教えてください。

**栗林：**ワークショップに子育て中の現役ママが4人いたんですが、この場所に一番家が近いから栗林さんが残ればいいということで、みんなやめちゃったんです。町会の人でも70周年事業が終わればいつなくなってもいいということで、「栗林さんがやめるっていったらやめよう」「いつでもやめていいよ」と言われていました。「私がここでやめるっていったら豊島区に今後ずっとプレーパークはできないだろう」と思って、孤独な活動を10年していました。でも今は仲間がいるから楽しいです。

**山根：**ありがとうございます。栗林さんがいなくなればプレーパークそのものがなくなるという、ある種責任を背負ってしまったんですね。そういうところが、少しだけ普通のお婆さんと違うところで、そこには少しだけ勇気が必要だったと思うんですね。その辺のふみとどまった勇気というか、その背景に、家族のことお子さんのこと、旦那さんの事などいろいろの家族の背景を教えてくださいませんか。

**栗林：**同居のお母さんには、お金のことや学習支援は専門の方に任せるべきだと言われましたが、なんとか家族の反対もかわしながら、自分のやりたいことをやってきました。

**山根：**ありがとうございます。ちょっとした勇気と責任感、あとはしつこさですね。感銘をうけたのは、塾や模擬試験を受けるために1000円カン

パをしたとのことですが、声かけの手法はどのようになさったのでしょうか。

**栗林**：子どもの視点で共感できる人たちが持っているネットワークの方々に相談し、それぞれのネットワークを通じて仲間が集まりました。

**山根**：ありがとうございます。そのあたりは地域によって温度差があるので、ネットワークの広がり方についてはいえませんが、元々の活動領域が繋がっている部分はあったわけですね。それで少し気になることなのですが、月に一回の連絡会で行政にいわれた「あなた個人でやることじゃないでしょ、じゃあ誰がやることなの？」そこから先は実際どうになりました？

**栗林**：いいえもう、そういうまあ、行政とは認め合いながらいろんなことをやっていきたいと思っているので、それ以上言っても変わらないじゃん、なんで言ったのに、それ以上行政にも突き詰めたりはしないので、変わらないんだったら、私もできることをやろうかなあというか、けっこうすべてこう、ポジティブに考えてしまうので、そこで、変わらないということに対して、がっくりというところで終わっていました。

**山根**：がっくりからですね、取り組みが後退するのではなくじゃあ自分たちでやろうというふうになっていったわけですね。住民の中で月に2回でもいいから食事会をやろうと。自己努力でそこではじまるよう、居直りとして始まっている、対行政としては居直りですよ。そのことが維持できた人間関係と経済基盤について教えて頂けますか。

**栗林**：うちではじめた学習会は無料です。ごはんも6人家族なので1人増えても負担は変わりません。家の家計費でやっていました。

今、学習支援は、行政が集会室のお金や保険代をサポートしてくれています。子ども食堂は、助成金をもらわないで、色んなひとたちから寄付を集めています。お米も野菜もお菓子も果物も届きますし、地域の福祉施設のパンも届きます。色んな資源が集まるので、お金がかからない。お手伝いも地域の方が来てくれます。子どもたちが美味し

い美味しいと食べてもらうことでボランティアさんが元気をもらっているのでお金が要らない。補助金の5万、10万があれば子ども食堂はできるのではないかと思います。

**山根**：ありがとうございます。お金がかからないと言いながらも、ボランティアの方々が自分の喜びとして取り組んでいただける、やる気ベース、すごくいいですよ。

プレーパークの閉鎖危機があつてから存続が決まるまで、住民からのどんな働きかけが行政にあったのでしょうか。

**栗林**：一言でいうとタイミングです。プレーパークのすぐ近くに公園があつて、地続きに建っていたお家の方が、土地を豊島区に売りたいという話を議員さんに持ちかけ、その議員さんが繋がっていたので、そこをプレーパークにする提案をしてくれて、今も子どもたちが元気で遊べる場所が確保できました。

**山根**：やることやっていけば幸運も訪れるということかもしれませんね。ありがとうございます。お話の中で行政との協働関係で一度がっくりきたことがあるわけですが、それ以降、行政と一緒に出来ることと、住民ができること、いい意味のパートナーシップがいまはできているということですよ。お金じゃなくて情報が欲しいという事でしたが、横浜市は3年サイクルで異動するので、ベーシックな情報は引き継がれているものの、なかなか把握できていない行政側の原因があると思います。そのへん横浜市の場合は、子育て支援拠点が情報の収集役ということで情報発信を含めて行っている。よこはま的にはその辺り民間ベースの方が情報を集約しているかなという部分はございます。その辺はどうでしょうか支援拠点は全国区でありますよね。

**栗林**：豊島区の子育て支援拠点は全部直営でやっています。

**山根**：わかりました、ありがとうございます。神奈川区では、栗林さんをお招きして、お話を伺ったことをきっかけにして食の問題、学習の問題、を具現化するための行政、民間組織、教育関係、



社会福祉協議会連絡会による「神奈川区子育て子どもの貧困に取り組むという連絡会」が一週間前に立ち上がりました。改めてありがとうございます。

## 【事例②】

「自分探しと地域デビュー「とつか宿場まつり」開催までの道のりとこれから」  
事例発表者：根岸正雄さん（戸塚見知楽会 代表／とつか宿場まつり実行委員会 委員長）

根岸：自分探しと地域デビュー、戸塚宿場祭り開催までの道のりについて、お話ししたいと思います。私は会社と家を往復していたいわゆる会社人間でした。57歳で定年を迎え、時間に余裕ができましたが、地域の知り合いもおらず、どうしようか考えたときに、横浜市の生涯学習コーディネーター養成講座に参加し、社会教育や生涯学習に関わる地域の方と知り合うことができました。

60歳の時に散策の会「自然大好き・戸塚塾」に参加し、ここでも、良き先輩方に出会いました。

63歳の時に、先輩方に背中を押され、「とつかお結び広場」に参加し、翌年委員長になり、飛躍的に地域の輪やネットワークが広がりました。

お結び広場で出会った「戸塚見知楽会」のメンバーになり、代表も務め、私の人生に大きく関わってきます。

戸塚見知楽会は、郷土の歴史・文化などを自ら”見て・知って・楽しんで”その楽しさを市民に伝えるボランティアの会です。事業は大きく3つに分かれておりまして、「とつか区民の夢プロジェクト（戸塚区助成金後援事業）」では、区内散策・歴史講演会・小学生歴史講座・古文書講座・紙芝居の上演など多数実施しています。「地域コラボ事業」では、とつか宿場まつり開催・戸塚七福神開催・戸塚宿シンポジウムなどを行なっています。

「自主事業」は、内部勉強会・内部調査ウォーキング・知財保存・旧東海道旅行社ガイドなどです。活動を通じて感じたことは、「自分らしさの気づき」です。「自分は人をつなぐコーディネーターが

出来る」ということに気づき。郷土の歴史を知り伝えることが、とても楽しいことだと気づきました。活動する中で、気づいたことは、戸塚にはランドマーク（象徴的な魅力）が見当たらないということ。無いなら、自分達で作れば良いと考え、旧東海道シンポジウムや武相宿場連携に行政と参加することで、地域課題、戸塚の地域の魅力向上に対する思いを共有することができました。平成26年10月に武相宿場連携まつり実行委員会を発足し、各宿場で宿場まつりの開催を目標に動き始めました。とつか宿場まつりのコンセプトは、「歴史ある戸塚宿の紹介・再現、時代を超えた戸塚の歩み紹介と戸塚を元気にする催しの実施」とし、他の宿場まつりと異なり、まつり要素を控え、純粹に宿場の魅力を求める場としました。江戸時代の再現、ジオラマ、当時のまちなみ図、民話紙芝居、宿場落語、江戸期の文人・武人の紹介などを実施しました。

「とつか宿場まつり」運営のポイントですが、区内の歴史団体、まちづくりの団体、観光協会による市民主体の実行委員会形式としました。区役所の後援と全面的な協力を得たことで市民と行政の協働事業となり、戸塚の地域の魅力向上にむけた「わ」ができました。まつり実施後のアンケートからもとても皆様が喜んでいただけました。今後の目標は、まずは「とつか宿場まつり」を続けること。続ける中で、「宿場町とつか」への想いを次の世代にバトンタッチできればと考えています。どうもありがとうございます。

写真

**松村：**根岸さん、ありがとうございました。根岸さんとパートナーとして、協働事業を育ててきたNPO 法人くみんネットワークとつかの中嶋さんに、ライブ質問をお願いしたいと思います。中嶋さん、よろしく願いいたします。

**中嶋：**中嶋伴子と申します。私はとつか区民活動センターでコーディネーターをしています。根岸さんとは、戸塚を中心に活動している市民活動団体や生涯学習団体の交流と発表の場所となっている「とつかお結び広場」を一緒にやってきました。今日のお話の中からご質問をさせていただきますが、全体会でも男性がなかなか地域に出ることが少ないという話があったのですが、戸塚見知楽会では、たくさんの定年を迎えた男性たちが活躍しています。どのように参加されたのか教えてください。

**根岸：**自分だけ楽しみたいという方も多くいるので、現在は募集していません。自分たちの趣旨にあった講座を開いて、興味のある方に参加いただいて、講座に入ってきたメンバーを誘って、一緒に活動しています。

**中嶋：**ありがとうございます。みなさん楽しみながら活動されて、それが地域のためになり、活動が広がっているのですね。戸塚見知楽会の皆様は、肩の力が入っておらず、フットワークの軽さを生かして、様々なセクターと協働しており、外から見ると順調に見えますが、難しさとか、気をつけている事などがあれば、教えてください。

**根岸：**確かにここまで順調だと思っていますが、会をどのように継続させていくかは常に危機感を持っています。今後1、2年で良い方向にしたいと考えていて、組織的というより、自由な場として継続させていきたいと考えています。

**中嶋：**ありがとうございます。戸塚の魅力づくりは、行政も含めてみんなと一緒に作るのがベストだと思っています。「形が見える活動へ、次の世代につないでいく」とお話をいただきました。また一緒に色々と活動していければと思います。根岸さん、ありがとうございました。

### 【事例のまとめ】

**松村：**ありがとうございました。お二人のお話を聞いて、私なりに受け取ったことをお伝えできればと思います。

栗林さんのお話からは、「寄り添う」ということ。抱えている人に問題があると言われがちですが、自己責任ではなく、そこに寄り添う事が大事だという事です。分科会②に参加されている方は、色々と経験されているプロフェッショナルな方が多いと思います。スーパーマンの話を知っていると、自分ごととして聞いていただければと思います。

根岸さんからのお話は、「伝える」ということ。当事者たちが楽しむ会でイベントは多くあります。根岸さんたちのように「伝える」という部分を活動の軸にしている事がポイントだと感じました。そこには、無限の公共的な価値を持ちうると感じました。自分たちだけで楽しむのではなく、伝えるという考え方にすれば、新しい協働が生まれてくると思いました。

最後に、行政との距離ですが、戦うのではなく、自分たちで出来ることをやる事が大事です。行政には可能性がある一方で限界もあります。

何事も協働ありきではなく、手段として協働するというのを忘れてはいけないと感じました。

### 【参加型ワークショップ】

**吉原：**続いて、参加型ワークショップを実施いたします。まず初めに、お配りしたA4用紙に、①ご所属とお名前 ②栗林さんのお話で印象に残っていること ③根岸さんのお話で印象に残っていること ④協働の視点で今日の学びをあったかい未来をつくるためにどう活かすかをご記入ください。

写真

**吉原**：お疲れ様でした。それでは下の段の方の  
一人が、ほかの3人のシートを集めて、司会の吉  
原とじゃんけんして、勝ち残った6~8チームが、  
④について1分30秒で発表したいと思います。  
代表者の方は、その場でご起立いただけますで  
しょうか。勝った方、④だけ発表の方をお願いいた  
します。

**一人目**：協働するための協働ではなく、目的を達  
成するための協働。目的を共有することが第一歩。  
そして緩やかに繋がるのが大事。そして自分ご  
とにすること、自発性がないと続かない。

**二人目**：栗林さんのお話を聞いて、とにかく「お  
節介を続ける」ことが大事なんだと気づいた。現  
場で、地域で起きていることを、しっかりと受け  
止め、関わり、発信し、行政とも連携を続けられ  
るように行動する。そして、企業など多様な主体  
と連携を進めていくことが大切。

**三人目**：色々な団体、個人がいる地域では、多様  
性を認めたあつた上で、役割分担をすることが大  
切。協働を進める上で大切だし、地域のコミュニ  
ティ形成の基本だと感じた。

**四人目**：目の前で起きていることに対し、自分自  
身が誠実に向き合う。見て見ぬ振り、仕方なく、  
ではなくて、自発的に行動し、仲間と一緒に情報  
を発信する。関わった方には、傍観者ではなく当  
事者として携わってもらおう。

**五人目**：栗林さん、根岸さんのお話を聞いて、何  
事も「勇気」だと感じた。半歩でも歩みを進める  
ことで、未来への扉が開かれる。ちょっとした勇  
気なんだなと。子ども食堂の広がり、戸塚でのお  
祭り開催も、「勇気」から始まった。

**六人目**：市民の立場でこれからやっていきたいこ  
とや、現状を、自分たちで発信することから始め  
ようと思った。一人からでも始められるし、それ  
ぞれの立場で、できることを考える。もっと身近  
な人を信頼して、勇気を持って自ら発信して、コ  
ミュニケーションをとり、人の和を繋げていくこ  
とが大切。

**七人目**：たった一人でもいいから、共感者、協力  
者を作ること。協力者が増えたら、各々の役割を

認識して、ステークホルダーと協働できるように  
していきたい。地域と行政では、距離感が大切で、  
お互いの長所を活かしていければ、協働が上手く  
行くのではと感じた。

**八人目**：受け身ではなく、自発的に行動して行く。  
協働ありきで考えるのではなく、手段として協働  
し、動いて行く。そして協力することの意義を伝  
え合い、よきパートナーシップを構築する。

### 【ワークショップのまとめ】

**吉原**：皆様の議論の時間は、たったの10分です  
たが、自分たちの気持ちを分かち合うと、こんな  
にも豊かな時間になるのですね。振り返りの前に、  
根岸さん、栗林さんにコメントをいただきたいと  
思います。

**根岸**：思ってもいない過大な評価をいただき、恐  
縮しております。話の中でもありましたが、任意  
団体として立ち上げている会を、どのように継続  
していくか考えると、人との繋がりをどのように  
作るかが、永遠の課題となるかなと感じています。  
現実的に、お金の問題もあります。どういう形で  
継続させるか、私一人ではなく、これからも仲間  
と一緒に考えていければと思います。今日はあり  
がとうございました。

**栗林**：今日はありがとうございました。お話を聞  
いていて、「つながる」と「自発的に」という言  
葉が多く出てきました。私も感じているのが、子  
ども食堂ネットワークがこんなにも広がったの  
は、私が何にもできないので、特技でもある「い  
ろいろな人に相談した」からだと思います。小さ  
い頃、地域の方、いろいろな人に大切に見守って  
いただき、育てられた経験があるので、相談すれ  
ば何とかなるという根拠のない自信がありまし  
た。なので、困ったらすぐ人に相談します。住ん  
でいるところの問題は、住んでいる人が関わるの  
が一番。できないときは身近な人に相談して、そ  
れでも分からなければ行政だったり、地元の大学  
生だったり、企業だったり、一緒に考えていくう  
ちに、協働が生まれていくと感じています。今日  
はありがとうございました！

吉原：根岸さん、栗林さん、ありがとうございます。今一度お二人に大きな拍手をお願いします。それでは松村さん、最後にまとめをお願いします。

#### 【最後のまとめ】

松村：皆さんお疲れ様でした。グループワークをしている姿をみて、とてもいい場だなと感じました。栗林さん、根岸さんのお話もとても良かったのと、会場に来られているお一人お一人が、現場で経験をおもちだからこそ、お二人の言葉が響いているのかなと感じます。響く人と出会うこと、この場にいる人同士がつながるだけでも、財産だなと感じます。協働していくときには、ネットワークしていく必要がありますけれども、自分で広げられるネットワークは限られます。6次のネットワークという話がありますが、全ての人や物事は6ステップ以内で繋がっていて、友達の友達...を介して世界中の人々と間接的な知り合いになることができる、という話があります。栗林さんのお話で、プレイパークの人だけだったら、ここまで広がらなかったかもしれない。子供の貧困に関心がある人と重なり合って、ここまで活動が広がったと思いますし、根岸さんのお話でいうと、歴史仲間だけでは広がらなかったが、伝えて言って、ある種マスメディア活動をされていた。自覚されていないかもしれませんが、自分のネットワークを軽々と超えていますよね。

そのネットワークは、まずは思いがなければできません。思いがあって、初めて行動に移し、ネットワークができる。その思いを実現する上で、手段として協働があるということ。実現するには、行政の支援も大事になってきます。短い時間ではご紹介できませんが、横浜市にはたくさんの支援制度があります。NPOだけで抱えるのではなく、支援制度を活用し、自分たちのネットワークを広げていくことで、目の前の支援だけでなく、より多くの支援につながると思います。

お二人のお話から、無限の可能性を感じました。ありがとうございました。

写真

写真



## ■分科会③

### やっぱり肝！？条例&契約再考

#### 【企画会メンバー】

- ・原美紀  
(NPO 法人びーのびーの 理事)
- ・松岡美子  
(NPO 法人グリーンママ 理事長)

#### 【開会】

原：分科会③を開始したいと思います。分科会の開催に先立ちまして、新しい協働を考える会であり、NPO法人グリーンママの松岡美子からご挨拶をさせていただきます。

松岡：今日のフォーラムは実行委員会という形式で行っております。市民協働推進委員を母体として、委員会とは別にワーキングをつくり、これまで6回の会議を重ねて今日を迎えました。この協働フォーラムを迎えられたこと自体が私は協働の原点につながっていると思います。横浜市らしい協働を構築していくための後押しがどんなものであってほしいか、課題もあるかもしれませんが、それを今日は皆さんとお話し、今日のお話をもとに市民協働推進委員会でも考えていきたいと思っています。

原：この分科会は、市民協働条例が全部で22条ある中の第12条に協働契約について定められています。条例ではその他にも協働を後押しするいろんな仕組みが約束されています。ここのあたりをこの後の事例報告で条例施行から3年経つての課題、後押しされたメリットを現場発で発信していただき、そこを弁護士の森田さんに意味づけしていただきたいと思っています。また、市民局が実施したアンケート結果も途中ご報告いただきますので、それらを受けて私たちがこれから歩むべき方向性みたいなところを皆さんと確認して全体会Ⅱにつないでいけたらいいなと思っております。それでは、まず弁護士の森田さんからお願いします。

### 市民協働条例の可能性

報告者：森田明さん（法律事務所横濱アカデミア 弁護士）

森田：弁護士の森田です。よろしくお願いします。あまり時間ありませんので、端的にこういった問題を考えていく手がかりとなるような話を冒頭したいと思います。

協働事業自体は進められてきている一方で、その裏付けとなる協働契約については、事業やる側も行政側もやはり事業自体を進める方が主でして、実際契約のあり方はどうなるのかとかいうところまで関心がまわっていなかったという現状がありました。その結果どうなっていったかという、横浜市で汎用的な契約書として使われている土木工事用の請負契約に必要最小限の修正をして協働事業でも使っているという実態がありました。協働でやっていることと契約の内容が一致しない、逆にそういう契約であるがための事業自体の限界もあるというような実態があることが分かり、契約のあり方自体を見直す必要があるということになってきました。

協働契約を考えるうえでの基本的な考え方はどうあるべきか、まずは協働事業をやる市民側との対等性や、市民側の自主性、自立性の尊重を確立するということが前提としてあります。もう一つは、行政側からすると、それ以外の一般の人からみてどうなるのかということを考えていく必要があります。その協働事業をすることでそれ以外の人にとってどういうメリットがあるのか。また公金支出の適正性の確保をどのようにやり、信頼性を保つのかということを考えていく必要があるのではないかと思います。

最近では毎回契約をするごとに個々の条項のあり方をどうするかを一緒に考えるという実績は出てきているようなのでそういったやりとりをしていくということが非常に重要だと思います。大枠のところでは法律の規制というのがありますので、最初から大きく契約の内容を変えてしま

うというのは難しいわけですが、やはり個別の交渉の中でできることを変えていく。できないことはどうしてできないのかと。それが行政の考え方の問題なのか、法律条例と適合しないからなのか、その辺の問題をきちんと整理していく必要があるのではないかと思います。契約をただ行政が用意したものにハンコをつくのではなくて、本当にこれでいいのかと内容の見直しをして、行政と議論し双方が知恵を出し合って前進させていくということが必要ではないかと思います。

原：ありがとうございました。協働契約ということ1つにしてもまだまだやりとり、議論を深めていかないといけないと思いました。続いて、実際に協働契約を締結した事例の報告に移ります。

#### 【事例①】

～とつか区民活動センター～

事例紹介者：田辺由美子さん（とつか区民活動センター センター長）安藤晋也さん（戸塚区地域振興課職員）

田辺：とつか区民活動センターの田辺です。区民活動支援センターは、18区に1つずつありまして、4区が民営、14区が公設公営というかたちで運営されています。戸塚区の場合は、オープンした当初から唯一NPO法人が民営で運営しているセンターということでスタートしております。

センターは何をする場所かという点ですが、何かはじめたい、情報を集めたい、地域のことを知りたいなどの活動のお手伝いをしています。市民活動・生涯学習活動・ボランティア活動を応援します。より住みやすい地域社会を作ることを目指し、区民が区役所と協働で運営している施設です。

センターを当初受託するにあたって当時は委託契約というかたちしかありませんでした。そこで委託契約と協働協定書の二本立てで契約をしようということで、最初は協働協定書というのを作っていきました。その中では役割分担というこ

とを大事に考えて、行政の方と話し合いをしながら、協働協定書というものをつくり、年度末に協働協定書の振り返りを行ってきました。

そして市民協働条例が平成24年に公布され25年から施行されましたが、私たちは条例が施行された平成25年4月から協働契約を結んでセンターを運営しています。協働協定書のときから振り返りということをしていましたが、協働契約になりそれに合わせるものとして事業評価検証シートというものが出てきました。

安藤：戸塚区地域振興課の安藤です。事業評価については事業評価検証シートというフォーマットがあって、それをもとに一年間の事業について振り返りをしたのですが、行政の方でよくできたと思ってつけたところが、センターでは全然できなかったとつけたところ、またその逆のパターンも結構あり、認識のずれが浮き彫りになりました。それはそもそも事業を始める前に共通の認識をもち目標設定をしていなかったがために、評価の際にもどういう基準で評価をするのかというところが曖昧なままやっていたからと感じます。それを踏まえて感じたことは、まず事業の目標設定をしたうえで評価をするというのが大事だということです。

田辺：この事業評価シートというのは協働に対しての評価シートで、事業そのものに対する評価というのが抜けてしまっていると感じていました。そこで、センターと行政では各事業の振り返りをしています。事業に対する評価と協働に対する評価それぞれが必要と考えます。

事業において工夫してきたことですが、事業としては8年目になりますが顔の見える関係づくりを行政とずっとやってきました。また条例や契約も大事なのですが、最後は人とか担当者の想いも大事だと思います。同じ目線に立つとか受益者のことを常に考えることは基本。また行政には公平さ適正さという部分があると思うので、こちらとしてもそういうことを考慮したうえで提案を

することが大事なのかなと思います。

**安藤**：行政の職員は異動によってどうしても短いスパンで変わっていってしまいます。私も以前は土木工事の契約や入札をやっているような部署におり、そこでの契約と協働契約の前提は全然違うので、理解するまで時間がかかりました。そういう点も行政内部で引継ぎを行っていくことが大事かと思います。

**原**：ありがとうございました。ただいまの報告を通じて、やはり話し合うテーブルが大事なんだと感じました。区民活動支援センター自体がここまで丁寧にやってらっしゃるということで、各区に展開しているわけですから心強いなと思った次第です。

続いて2つ目の事例報告に移ります。

## 【事例②】

### ～18区の地域子育て支援拠点～

**横田美和子さん**（南区地域子育て支援拠点はぐはぐの樹 施設長）**豊倉麗子さん**（こども青少年局子育て支援課担当係長）

**豊倉**：こども青少年局子育て支援課の豊倉です。この施設は各区の地域子育て支援の中核的で総合的な拠点で子育てに関する幅広い情報収集と発信、妊娠期から育児中の方までの多彩な子育て支援事業を実施しております。また子育ての支援に携わる方や地域の方にも積極的に利用いただいております。ネットワークづくりや研修などの人材育成も実施しております。平成17年度に港北区に1館目がオープンし、そこから徐々に整備を進めて平成23年度に18区すべてに1館ずつ整備が完了しました。

**横田**：南区地域子育て支援拠点はぐはぐの樹の横田です。私からは、子育て支援拠点事業における契約について、これまで議論、検討してきたことについてお話をさせていただきます。

まず、平成25年度までの契約（条例施行前）については、委託契約書、委託契約約款、協働協定書、役割分担確認表の4つがセットになったものを使っていましたが、先ほど森田さんからありましたように、委託契約についている委託契約約款というものが工事契約のベースになっており、区と法人とが必ずしも対等な立場ではなくて発注者側の行政が優位になっている規定がかなり多くありました。また、これは契約書そのものの問題ではありませんが、行政と法人が契約内容をお互いに確認することがなされず、ただ決まった書類にハンコを押すだけというような手続きになっていたかと思います。事業の振り返りについてはかなり丁寧にやっていたのですが、契約に関しては、内容がほとんど精査されないままに交わされていたという経緯があったと思います。

その後、市民協働条例において協働契約が規定され、市民局から協働契約書の雛形が示されたのですが、この雛形は先ほどお話した委託契約約款からかなり多くの条文がスライドして入っております、対等でない条文や、公共工事に関するような文言がそのまま残されていました。修正が加えられていた条文もあったのですが、雛形の頭の部分の事業名のところだけを変えてそのままこの雛形を使うのは難しいだろうということで、拠点事業は平成26年度の契約締結をめざし、契約書の条文の検討を拠点運営法人と行政とで行ってきました。その検討を踏まえ協働契約書こども青少年局モデルが策定され、最初の市民局の雛形から16項目について修正や変更が加えられました。これによって拠点事業により合った契約書に変更することができ、平成26年度には18区で協働契約書を締結しました。ただし契約は締結したものの、手続き上の問題で時間切れになってしまった部分として4項目（①契約の一部未履行が認められた場合の契約代金額の返還②拠点事業における主要な材料③情報公開④拠点事業におけるかし）については継続して翌年度も検討していくこととなりました。

平成 26 年度も引き続きこの 4 項目について検討をしていきましたが、検討の中ではこども青少年局が主催して区役所と局、運営法人が集まって、経過や実際に出てきた案などについて意見交換するような会も実施されました。検討の結果としては、①の契約の一部未履行が認められた場合の契約代金額の返還については、はじめの規程では行政が一方的に決めるというかたちだったのですが、区と法人が協議をして決定するという文言を条文に追加しました。②の拠点事業における「主要な材料」については、拠点事業における「主要な材料」って一体何を指すのかということをはっきりとさせていきました。③の情報公開については、どこまでの範囲の情報について述べているのか、法人側がどういった責任を負っていくのか、あるいは閲覧の求めに対して具体的にどんな手続きで受け付けて対応していけばいいのかということが明確ではありませんでした。そこで情報公開について事業評価とその公表について整理をして、運用の詳細と様式を明示しました。閲覧の求めの対応については、行政に提出された場合は横浜市ルールに則った手続きを行い、横浜市が請求に応じる。運営法人に提出された場合には、運営法人のルールに従って応じていくという見解が示されました。しかし、法人ごとに取り決めが異なってしまって、同じ拠点を運営しているが区によって対応がバラバラになるということがあるので、18 区統一された規程の整備が必要なのではないかと主張しましたが、この議論については時間切れになってしまいました。④のかし担保については、事業の進捗について、区と法人でその都度確認しながら進めていく協働事業において、かしという考え方そのものがなじまないのではないかと思います。25 年度の検討段階から削除を求めましたが、契約書から削除はできないとのことでした。削除ができないということであれば、修正案を提案し、条文に「通常想定される注意義務を受託者が十分に行ったにもかかわらずかしが生じた場合」というかたちで、この場合はかしには該当しないということをはっきりとさせていく

文言を付け加えました。また、「委託者は、契約の履行の目的物にかしが生じないように、受託者と協働で事業の行動計画及び執行について随時確認を行う。」というかたちで、委託者側の確認義務を追加しました。また、協働で事業を実施しているものにかしが起こりうるとすれば、それはどういうことを想定しているのかを明らかにする必要があるだろうということで、条文に「受託者と協議のうえ、印刷物の不備や小規模修繕における不備等、契約の履行の目的物にかしがあると判断したときは」と、かしの認定について協議する旨と、「目的物」の列記を追加しました。その後も情報公開とかし担保については検討を続けていこうとしましたが、現場レベルでのやりとりも相当煮詰まってきたり、その後の議論はストップしているという現状です。

最後に協働契約に移行したことによって感じている成果と課題についてですが、局と区の担当者と一緒に協働や契約について考える機会を持つことができたということは大きなことだったと思います。そもそも 1 つの契約書の雛形でかなり多様性のある協働事業の全てについてカバーしていくことそのものがまず無理があり、事業に合わせてその一個一個を検討して修正を加え、ちゃんと合意していくのが契約として本当は当たり前ですが、これまでそれができていなかった。しかし今回は協働契約の導入によってできた。特に協働事業においてはそういったプロセスが大事な作業だったのではないかと思います。また、契約の締結についても、区も法人も以前は手続的にハンコを押しているという作業だったのですが、協働契約に移行してからは条文の読み合わせが行われたり、事前に契約書の内容の確認作業をするというプロセスが取り込まれるようになって、そのあたりの意識もだいぶ変わったのではないかと思います。課題としては、すべての条文について合意形成ができているとはいえないのではないかと思います。市民局で出している契約書の雛形や、条例の運用の手引き、さらには大もとになっている協働条例についても議論



や検討を進めていくということが大事ではないかと思っています。

原：ありがとうございます。豊倉係長、この間のやりとりなどをみてきてどうでしょうか。

豊倉：目指すべき拠点の姿や契約などを区役所や法人、関係者全員で見直しをかける場を設けるといった意見交換を行い、合意形成の部分から一緒に関わってきたということが現在の拠点事業にもつながっていて、やはりそういったところを大切にこれからもやっていけたらと思っています。

原：ありがとうございます。拠点事業では森田さんの前段の説明の中であった「市民活動団体と行政の対等」というところや、「一般市民との緊張関係」というところを盛り込んで、契約だけではなく目指すべき姿のところも改訂し見直していくという作業をやってきていて、その合意形成こそが協働だったかなと思っています。以上2つ目の事例報告でした。ありがとうございます。

原：ここで、市民局市民活動支援課の岩岡課長から、今回協働契約書および協働協定書を結んでいる市内の団体あてに実施したアンケートについて中間結果を発表していただきたいと思います。よろしくお願いします。

岩岡：（横浜市市民協働条例及びアンケート結果について説明）

原：ありがとうございます。最終は3月に報告書にまとめていくのでしょうか。

岩岡：最終の形は報告書にまとめていきます。アンケートにご回答いただいた皆様は、率直なご意見をありがとうございます。これを踏まえて今後の改善につなげていきたいと思っています。ありがとうございます。

原：とつか区民活動センターの事例報告でもあったようなご意見で、評価については、協働評価だけではなくて事業評価もすべきであるとか、発表いただいた2事例で出されたたとえば雛型とか指針とか伴走者が必要だという課題もアンケートにはいくつか入っていたと思いますし、提案制度についても知ってはいる人たちは多いのだけど、なかなか活用できていないとか、難しいと思う人が多いのだなと思いました。この層の人たちの意見を参考にしていくことが提案制度を考えていくうえで大事になるんじゃないかなと感じました。

ここで何かご意見とかご質問とかあれば、挙手でお願いします。

#### 【会場からの発信】

発言者①：県全体からみて横浜だけが公設公営の市民活動センターが少ない。また横浜は市民活動が活発に動いているのに、この市民活動センターに相談しない団体が半分くらいあるとか。すごくそこが私は変だなと思っているので、伺いたいと思いました。

岩岡：各区の区民活動支援センターが公営でやっている理由ということでよろしいでしょうか。区民活動支援センターで民間のNPO法人などが民営で運営しているのは4区で、残りの14区は公営というかたちになっています。背景はいろいろあるのですが、もともと横浜市の歴史からすると生涯学習支援センターというのが昭和50～60年代にはじまりまして、それに加えたかたちで区民活動支援センターというかたちになってきています。従前の生涯学習支援センターというのは公営でやっていて、そういった理由もあってまだ公営の方が多くのではないかと考えています。

発言者①：契約というものはちゃんと進める団体がいると思います。そういう人達が集まってやっていければ、もっと横浜は元気になれると思います。頑張りましょう。

原：ありがとうございました。他にありますか。今日一番遠方からのご参加かと思いますが、和歌山市の方から弁護士の方がきていらっしゃると思いますが、いらっしゃいますか。契約に特化したモデルの条例を作られています日弁連の方です。ぜひ進捗や目的などをご紹介いただければと思います。

発言者②：私は日弁連の研究財団の方で研究をしております、協働というものの契約をするにあたって対等な立場が守られないことが多いということを横浜市の皆さんが課題意識を持っていると伺い、研究をしているところで、契約に関する条例というものを作ったらどうかという案をまとめているところです。私達がつくった案（契約条例）で重視したところは、話し合いがもたれるということがないといけないこと。一方的に行政からこれをやってほしいとの指示が多いと伺っていたため、話し合いの場を設けるという手続きを条例に定めておくと。話し合いの場で話し合わなければいけない事項を列挙して、契約の途中で何か疑問が起きた場合にも必ず話し合いの場を設けるように、契約の相手側から言及できるような仕組みを作ったらどうかと考えています。

原：全国の市町村の方から契約に関するコンサル的な相談も多いという中からこういうプロジェクトを立ち上げたとお聞きしています。ですので、これだけのことを民間の市民活動団体だけで推し進めていくのは難しいのは当然あるので、先ほど中間支援組織の話もありますが、世の中には行政学者の方もたくさんいらっしゃいますので、そういう方々のアドバイスを受けてやっていくということは活動団体にとっても重要なかなと思います。その他いかがでしょうか。

中島：今のお話もそうですけど、話し合いが必要だということはずごく納得がいくし、森田さんの

お話を伺っております、契約上の条件として対等、公共性、あと緊張感を持つてということと、市民に対するメリットが明確であるということと、最後に適正さ、信頼性を担保する適正さということなのですが、こういう協働契約のむずかしさ、そもそも協働というものが行政だけでは担えないものということで、行政にとっては、事業の成果に対する不確実性があるものだと思います。適正さということでは、公金支出の適正さですけれども、適正というのは、一般的には支出した金額に見合う成果が出ているという状態なのですけれども、その成果自体を英語でいうとアウトプット、それを数字で見られるようなもので判断できると簡単ですが、そもそも市民活動団体に担ってもらう背景には、必ずしも数字で表せないような英語でいうとアウトカム、もしかしたらインパクトのようなそれぞれの利害関係者によってその成果が異なってくるようなそういう性質のものがあると思うんですね。ですから、その辺の適正さというのはやはり話し合いでしか解決できない。という風にはお話を伺ってすごく思いました。その成果や価値をどうやって考えていくかがすごく重要なかなと思います。仕様通りに決まっているものであれば委託で簡単ですが、どのようにその課題にアプローチするか手探りなもの、あるいは最終的な成果が数字では表せないもの、そういうものをスタートの時点から話し合いによって、どんな事業を行うかから協働で行いつつ事業を組み立てていって、最終成果に結びつくというような方法も考えられるのではないかと。契約の中に社会的な成果というものを盛り込むというのはすごく曖昧なものを入れなければならないですが、成果というものを考えるとどうしてもそこを避けて通れないので、市民活動団体が協働において求められるその成果みたいなものを話し合いの中で考えていくということと、あと、森田先生のご指摘に戻りますが、市民活動団体の価値みたいなものを市民の間で共有できるような土壌を作っていくことが大事かと。そうすると、なんでその市民活動団体に頼む必要があるのみ

たいなところの議論をある程度避けることができる。契約というフォーマルな手続きとインフォーマルな時間のかかるものとを並行してする必要はあるのかなと皆さんの話を聞きながら思いました。

原：ありがとうございます。価値をどうみせていくかという、契約はフォーマルだけど、インフォーマルな下支えがすごく大事なのではないかというご指摘だったかと思います。それでは、森田さんから条例や契約についての提案、アンケート結果や2つの事例報告を踏まえてアドバイスをまとめていただきたいと思います。

### 【今後に向けた提案】

森田：第一に、協働条例とは別に協働契約条例を作るというのもひとつのやり方で、意義もあるとは思いますが、個々の契約の内容は個別的に考えなければいけないことからすれば、協働契約条例を作るだけでは問題は解決しません。むしろ協働条例の中に契約のあり方の基本的な点を規定して、個別の契約ごとに内容を検討するようにはと考えています。

第二に、今述べたこと的前提条件にもなりますが、法的な面でのアドバイスができるような中間支援組織が必要です。

第三に、契約内容について言うと、かし担保責任という考え方がそもそも協働事業の趣旨に反するのではないかという問題があります。これについては、まず横田さんの報告にあったように現状では受託者が注意義務を尽くした場合には免責されるという規定にまでなっており、無過失責任というかし担保責任の性格がすでに変わってきたともいえます。しかも近く予定されている民法改正で、かし担保責任の規定はなくなり、債務不履行の一種として取り扱われることになるようです。またそれにとどまらず、民法の大きな改正になるために、契約書や約款の内容全般を見直す必要が出てくるので、市としても内部体制を整えなければなりません。そして市の側がレベ

ルアップすれば契約内容を個別的に検討することも可能になると思います。

第四に、情報公開については、協働事業者が何をやる義務があるのかが明らかになっていない。指定管理者についてはガイドラインを作って条例に準じた開示請求への対応を求めていることを踏まえて、検討し明らかにしていく必要があります。

原：森田さん、最後にまとめをありがとうございます。条例だけでなく個別的なモデルが必要だという示唆だったかと思います。本日は予想を上回る参加者で進められた分科会であり、アンケートの回収状況からも市民団体からの関心も高いことが分かりました。

今日は具体的な取組をご発表いただいた4人の報告者及び森田さんに改めて感謝したいと思います。ありがとうございました。

写真

写真

## ■全体会 2

### 協働 Next ステージへ

#### 【コーディネーター】

- ・松村正治  
(NPO 法人よこはま里山研究所 (NORA) 理事長)

#### 【登壇者】

- ・山根誠  
(松見 2 丁目西部町内会 会長)
- ・石塚淳  
(三菱地所レジデンス株式会社 横浜事業部)
- ・治田友香  
(関内イノベーションイニシアティブ(株) 代表取締役)
- ・原美紀  
(NPO 法人びーのびーの 理事)
- ・吉原明香  
(認定 NPO 法人市民セクターよこはま 事務局長)

※前半、各分科会からの報告。

**松村：**協働条例の見直しの中で、協働を進めるためのステップアップを想定して、各分科会の報告がありました。

今までは NPO と行政との協働が進んできたかと思いますが、特に震災以降、福祉や環境、まちづくりなどの分野で地域社会の重要性は培われていますし、若い人の中では社会的な貢献をするときに NPO でなくソーシャルビジネスを立ち上げることも増えてきています。そういう意味では公共性を担う団体として、市民活動団体や行政だけでなく、行政の末端組織として見られがちな地縁団体や、企業の方々も巻き込んで社会的な事業と一緒にやっていく必要があるというのが Next ステージの 1 つのメッセージだと思います。

今回、「協働」をテーマにしたフォーラムに 180 人近い人が申し込んだことはものすごい資源だと思いますし、それらをどうやってコーディネートして社会的価値のある事業を創っていくのか。それが協働のネクストステージなのかと思います。そこで御登壇いただいている 5 人の方に質問をしたいと思っています。これから、今までの協働を進化させていくための環境づくりを議論するわけですが、皆さんはそれぞれ、どんな環境づくりが必要だと考えていらっしゃるのか。

今回、企業や NPO に広くアンケートを行ってい

ます。その結果を踏まえつつ、登壇者の皆さまはそれぞれの立場、地縁団体として、企業として、NPO として発言をいただきたいと思います。

まずは原さんからお願いします。

**原：**色々ある中で、そのことがそれでいいのか気づかせてくれるネットワークは大切だと思います。今回、とつか区民活動センターの方も私たち拠点事業の方も、モデルとしてこういう風に作ったらいいよねとか、できたらいいよねとか、どの分野にも先駆者が市民活動の中に延々あって、その継承をしっかりとやっていくということ。法的なことは自分たちにはとても難しいですが、私たちの活動を後押ししてくれる存在はとても大切で必要だなと思いますし、行政だけの問題でなく、NPO などの民間が考えていかななくてはいけないことなのだと思います。このフォーラムを開催するにあたり、実行委員会で企画検討をしましたが、私はこのような場がとても大切なのだと思っています。多様な市民活動の人たちが集まって同じテーマや目的に向かって議論するというのはあまりないので、このネットワークであるとか、考え合える場というのは自分たちの成長のためにも大事だと思っています。3 年見直しだから今日で終わりではなく、続けていくことが大事だと思います。せっかく条例ができたので、あるものをしっかり自分たちが獲得していくプロセスは大事ですし、足りないところはしっかりと肉付けしていくという責任は私たちに委ねられているのかなと思っていますので、ラウンドテーブルは大事だなと思っています。自分たちの洋服に似合うものを着れていけるような努力をやっていくことが大事かなと思っています。契約を難しいと思う方もいると思いますが、やはり NPO や市民活動団体はどんなに小さな活動でも理念なき活動はないと思っているので、象徴である協働条例のあり方は一部の人間で話し合うものではないと思います。前段、中島先生の話で 2 つの協働の話のもしかしたら垂直的協働の中に入るのかもしれないし、やはり新たな公共の担い手と



なっている以上、ここをしっかりと市民目線でより良いものに変えていく努力は義務なのかなと思います。企業や地縁組織もそれは変わりません。行政との間だけではなく、その関係性をどのように納得のできる事業として活動にしていくのかというところの合意形成は大事にしていきたいと思います。具体的などこではひな形の見直しと条例の活用事例を増やすこと。その不具合や成果から肉付けしていくこと。森田弁護士もよく言っているが、横浜市こそ自治体のモデルを出していく可能性や意味があるのではないかと思います。福祉のあり方も多様で協働でないで解決していけないものがある。小さい自治体の方が面白い取り組みをしているかもしれないけど、市民自治でやってきた横浜だからこそモデルを出していくということが国の制度のあり方の見直しや民法改正だとかに役立つのではないかと思います。現場からの発信の大事さを分科会からも感じました。以上です。

**松村**：非常に包括的なまとめでした。それでは次に吉原さんをお願いします。

**吉原**：協働に取り組む NPO の方々へのアンケート結果も踏まえてお話ししたいと思います。実は協働契約や協働協定書を締結している団体さんには、かなり詳細な内容のアンケートを行っていきまして、それを拝見し、大きく2つと捉えてまとめました。

1つには、「協働を進める上での課題とその解決策」という設問に対して、「地域の課題を一緒に考える仕組みがない」ということがありました。地域福祉保健計画の取り組みがあるとは言え、もっと小地域のところでも、テーマ別でも、考えていきたいという気持ちのあらわれかと思えます。

団体や様々な主体を繋げる人や機関が必要、地域課題に対する行政の情報提供も必要、すなわち『コーディネーター機能の充実への期待。そして地域の課題やその展望などを議論できる機会。これらがもっと細やかにあった方がいい』ということ

でしょう。

そしてもう1つ、協働事業を提案する先と協働の相手方へのつなぎの役割。それから実施や検証などの含め協働事業をスムーズに進めていくための調整役・アドバイス機能の必要性。すなわち『個別の提案や問題に対してのワンストップ窓口設置』ですね。

アンケートからは、職員によって協働に関する考え方に差があること、自律性や自主性を尊重することが守られていないと感じる部分があるようでした。委託事業の感が拭えないといった書き込みもありました。

そこで、何か良い事例がないかと思って見つけた事例が2つあります。1つ目は京都の NPO パートナシップセンターです。こちらは京都府がやっていて、公共員という公務員でない方が配置されています。地域の課題解決に向けて自ら進んでできることを持ち寄って集まり、互いに補うように繋がることで暮らしを豊かにするということを応援する。これまでの組織の枠組みを超えた協力や対話、理解を促すといったような機能です。

もう1つは岡山に「繋がる協働広場」というのがあります。協働のコーディネーターが NPO と行政から各2名配置され、協働のワンストップ窓口をやっています。

横浜市では、御存じのとおり、2020年6月新市庁舎の完成に伴い、1階フロアの一部に市民協働スペースが設置される予定ですが、アンケートを見ていると、こういう機能も3年半後では遅いのではないかと実感しているところですよ。

また、センター的な機能に加え、地域の課題解決や魅力アップに向けた人や組織を繋ぐコーディネーター役がもっとたくさん必要だと考えています。今ここにおられる180人参加者の方々がまさに、その一線じゃないかと感じていますが、地域でネットワークの役割を実質的に果たしている方々などとの重層的なネットワークが市民協働スペースには求められると思います。

また今後は制度化につなげていくような「垂直の協働」の後押しだけでなく、小地域や小規模な

課題解決を含む、地域の中のゆるやかなしくみづくりを多様な主体で行っていく、「水平の協働」の後押しもさらにできたらいいのかなと思っています。以上です。

**松村**：ありがとうございます。非常に具体的な提案をありがとうございました。それでは治田さん、お願いいたします。

**治田**：吉原さんからもお話ありましたが、この協働フォーラムを行うにあたって、各主体にアンケートを取らせていただいて、その中では地元の企業さんからも答えていただきました。区役所や地域で企業がやっている具体的な活動を教えてください。ということで色々聞いています。そこでは、企業のイメージアップにかかる清掃やボランティア活動や社員の成長の一環として実施しているという形や地域への貢献を何らかの形でやりたいというもの、企業活動への理解を促したいというものもありました。少し残念に感じたのは、アンケートの回答先を見てみると、今回御登壇の三菱地所さんからの回答もありませんし、地元企業で色んなことをやっているところにも届いていませんでした。困っていることはなんですかという問いに対して、行政からの情報が少ないというのが一番に挙げられているくらいで、やはり情報の発信の仕方、あなたにこのことで是非、事例発表をしてほしい。というようにしていかないと広がっていかないのではと思いました。私が用意した簡単なまとめになってしまうのですが、今日の発表の感想を交えてのものにもなりますが、誰の笑顔が見たいのかというのが協働の仕組みづくりにすごく大事なのかなと思いました。NPOと行政の協働を進化させるものではなく、そこから生まれてくる効果や成果が何なのか。を問うべきだと思いますし、その段階に入ってきていると思います。今日の事例の中では、三菱地所さんがサウンディング調査の中で、ふらっとステーションとつかさんとの協働でコミュニティカフェを運営するという事例がありました。そこにあつ

たのは、非常に具体的なものでした。ふらっとステーションとつかさんが、一定期間ちゃんとした条件のもとでマンションの共用部にかかる取組みとして運営できるということを重要事項説明書に取り込むというのを話していたんですが、これはとても大きなことで、色々なところに展開できると思うんです。それを一文入れたからといって、事業者として決定するわけではありませんが、NPOと企業の対話の中で、NPOの存続だけでなく、地域にとってこういうサービスが必要だということで、顕在化させたことで出てきた仕組みだと思っています。その部分をきちんとやるのが環境づくりに必要なのではないかと思います。その流れでいきますと、協働の目的が何なのか。プロセス、それから知の共有。そういった仕組みも含めてですが、まち普請でいえば、どうしても500万に目がくらむところですが、そうでなくて、それにエントリーしたことによって色々なサービスや知見が得られるわけです。そういう多種多様な人たちとの連携を仕組みの中に埋め込むことがすごく必要ですし、良いパートナーと巡り合うということも仕組み作りですごく大事なと思ひまして、皆さん、どんどんアンテナを張っていただいて、行政も変化させていくような勢いを持って当たるべきなのかなと思います。なにより、楽しくなくてはダメかなと。クールな協働と書きましたが、話をしなければならぬことは非常に大切ですが、人を巻き込むには楽しくなくてはならないし、成果も出なくてはならない。そういう部分が共有できていないと議論の方向が全然違うものになってしまうし、私自身、協働は単なる言葉であって、最終的にはなくなってしまう、マインドとして共有化されていくことが大事だと思っています。そこまでいくには、NPOも企業も行政も、それぞれが自立して信頼関係が持てる。それでクールでカッコいい協働ができたと思います。以上です。

**松村**：ありがとうございます。クールでカッコいい協働、いいですね。次は石塚さんよろしくお

願いたします。

**石塚：**協働を進化させる新しいアイデアということで、今回、私どもが分科会で御説明させていただいた内容は、物件の前提条件は公民連携による市有地活用事業というところで、いわゆる市有地跡地だからという部分がポイントとしてあります。ただ、企業活動として、私どもの会社は住宅を継続的に分譲していく中で、この市民協働条例というものを、限りある市有地の活用事業だけでなく、どのように広めて行けるのかというところが今後、課題になるのではないかと思います。私どもはいくつも物件を作っているわけですが、横浜市の中でも色々な相手先、部局の方がたくさんいます。地域の課題を聞く中で、地域の要望を実現する手続きの中で市民協働条例を活用して、企業側として提案したい時に、そこの地域に携わる各部局の方々を集めて、話を聞く場を市民局さんに作っていただけるだけでも地域の課題を解決する1つの入口としてできやすくなるのではないかと思います。そこで、先ほど説明した市有地以外の事例を説明しましたが、周辺の町内会で維持管理されている防犯灯を企業のまちづくり、物件づくりの中で反映していくとか、少しずつの努力とかの中で、その地域が少しずつ良くなっていくのではないかと思います。是非、民間企業が開発などをするとき、地域と手を取って、より良い街並みが増えていくといったことが広がっていけばいいと思いました。以上です。

**松村：**ありがとうございます。是非、企業の持っている様々な資源を活用していただきたいと思います。今までそのような窓口はなかったように思いますので。では、山根さん、よろしく願いたします。

**山根：**私は自治会町内会関係の代表みたいな形で来ていますが、あくまでも、私が関わっている神奈川区松見地区のことでしか申し上げることができません。まず、町内会組織というのは上から

下までずっと行政からの委託・依頼組織がありまして、区連長という一番偉い人がいて、その方々が18区集まって会議を行う。その会議で決まったことが区に降りてきて、区の中では区連長会議がありまして、その会議が終わった後に町内会長に情報が下りてきます。その4段階で色々な情報や依頼ごとが下りてくるので、町内会長は、こういう情報提供がありましたよ。犯罪情報や詐欺情報はこうなっています。と、活動の半分はそれです。残り半分は、私たちの街で困っていること、そもそも町で町内会が必要だという意味は安心して住み続けられる街を作ろうということが基本的なベースです。

私であれば、笑顔であいさつ、松見町、住んで良かった松見町という言葉を含言葉にして住民活動をやっています。

先ほど、色々な立場で協働を考えてこられて発表されましたが、恐らく一番遅れているのが自治会町内会なのではないかと思います。理由は色々ありますが、NPOは具体的なミッションや活動目標があるので、それを共有して繋がるのでやりやすいですが、自治会町内会には経年的な活動はあるけど、新しく何かをすることはなかなかない。各地域で温度差や地域差があるので、鶴の一声で全てが決まるような世界もあります。そういう温度差をきちんと踏まえた上で、解体と再生がテーマになると思います。若い世代も入ってきて、何でも言えるフランクさみたいなこと、を環境として作っていくことが多分、再生になっていくのだろうという気がしています。私は45歳で町内会長になって26年経ちますが、当時は若輩者も良いところで、使い走りばかりやらされていました。その頃の町内会長さんが連長さんになり、今はその世代の方が仕切っています。協働にいきつくまでは、ほど遠い距離感があります。でも実際には先進的な地区もあり、行政との取り組みが始まっています。今、ユーザーマッチングモデル事業という地域での色々なお困りごとに対して支援できる人と、支援して欲しい人について、町内会全世帯に調査を行って、その方々を支援するミニボ

ランティアセンターを作るということで、その機能が年度内にまとまって、来年春スタート予定です。もう1点は、子どもの貧困に対しての食の支援をなんとかしようという議論を校長先生や様々な関係者が入った連絡会でしています。町内会という立場でも顔の見える関係づくりをベースに作りながら協働を改めて、進化させていきたいと思っています。

**松村：**ありがとうございました。気が付けばもう17時です。最後に私がコメントして終わりにしたいと思います。

原さんからは中間支援の話がありました。具体的にどうするのかというところで、吉原さんから京都や岡山の事例紹介がありました。一方、2020年の横浜市庁舎の建て替えの際に市民協働スペースができるということで、今、そのあり方について議論しています。そこではより良い市民協働が可能となるよう、例えばワンストップサービスであるとか、コーディネートできるといったような場が作っていったらと思っています。

2つ目はこういう議論をする場が必要だということと、3年ごとにフォーラムをやっておしまいでなく、むしろスタートだという話も出ていました。今回は条例ができて初めての協働フォーラムですが、それを次に活かしていくことが必要だと思います。今ここで聞いている皆さんの力が加わって、もっともっといいフォーラムにしていけたら、毎年できるかもしれないとも思います。

企業や地域についてもコメントしたいと思います。治田さんのご発表の中で成果を出していくという話がありました。私自身、これまで行政と協働する経験が何度かありましたが、協働自体を目的化してしまっていて、あまり良い成果がでていませんでした。ただし、十分に経験を積んでいるので、これからは、成果を出していかないといけないと思います。その際に、枠組みを狭めるのではなく、もっと広くさまざまな方々に入っていて、企業の方にも入っていただけたら。ただ、それには協働の場みたいなものがないと思うの

で、中間支援組織などが場を広げていくのは大事だと思います。

地縁団体の話ですが、今までは遅れていたという話がありましたが、ほとんど全戸加入で入っている町内会はすごい資源だと思います。地域のネットワークはとても大事ですし、1人1人に寄り添うといった時に地域というのは一番の現場ですから、そこから考えるというのはとても大事だと思います。地域社会の中でボランティアセンターを作る話が出ていましたが、それを実現できてしまうだけのネットワークや可能性を秘めています。区版のセンターなどに行かなくても地域にボランティアセンターがあったら、課題をそこで解決できてしまうのかもしれない。これからますます色々な発展の仕方があるのかなと思いました。

水平的な協働と垂直的な協働という話をしましたが、まず私達1人1人が水平に繋がり、自分たちが想いを持った時に声をあげる。そして、声をあげると気がつく人がいます。声をあげたとき、それを手助けすると繋がります。ただ、横に繋がるだけでは解決できない問題もあるので、その時に行政の仕組みを使って、垂直の方向にも支援してもらおう。その時には、協働の契約のことで頭を悩ますことがあるかもしれませんが、横浜はすごく幸いです。原さんたちのように、そうしたことをずっと検討してこられた人達がいる、繋がることができます。そういった資源を私たちはたくさん持っているので、協働契約は難しいとだけ思ってしまうのはもったいないでしょう。

協働とは、自分が周りに持っていくという話だけでなく、周囲から巻き込まれる可能性もあり、巻き込まれていやおうなしにやっていたら楽しいというのが協働の醍醐味でもあります。皆さんの中には、他人事でなくて自分事として捉える何かがあったはずだと思うので、是非それを抱えて、次の協働フォーラムで、またお会いできたら嬉しいです。それでは、5人の登壇者の皆さまありがとうございました。



## ○横浜市市民協働条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第4条）

#### 第2章 市民協働

##### 第1節 市民公益活動（第5条—第7条）

##### 第2節 市民協働事業（第8条—第15条）

##### 第3節 中間支援組織（第16条）

#### 第3章 市民協働推進委員会（第17条—第19条）

#### 第4章 雑則（第20条—第22条）

#### 附則

横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。

広範で豊かな市民の活動があって、初めて市民協働も進展していくのである。

いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。

市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。

このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。

ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市（以下「市」という。）と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

##### （市の責務）

第3条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。

2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

##### （市民等の責務）

第4条 市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。

2 市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。

#### 第2章 市民協働

##### 第1節 市民公益活動

##### （市民公益活動）

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動（次の各号に掲げるものを除く。）を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 営利を主たる目的とする活動

##### （市民活動推進基金）

第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

##### （支援申請等）

第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市民等は、前項の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。

4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第2節 市民協働事業

(市民協働事業の基本原則)

第8条 市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。
- (3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報(第13条に規定する秘密を除く。)を公開すること。
- (4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民協働事業を行う市民等の選定)

第9条 市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。

2 市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。

(市民協働事業の提案)

第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。

2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の要否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(自主事業)

第11条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業(以下「自主事業」という。)を当該市民協働事業とともに行うことができる。

2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

(協働契約)

第12条 市は、第9条第1項の選定又は第10条第2項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約(以下「協働契約」という。)を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

第13条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはならない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。

(負担)

第14条 市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとしなければならない。

(事業評価)

第15条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後(当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後)に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

## 第3節 中間支援組織

(中間支援組織)

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

## 第3章 市民協働推進委員会

(市民協働推進委員会)

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会(以下「市民協働推進委員会」という。)を置く。

2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

第18条 市民協働推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第19条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、再任されることができる。

## 第4章 雑則

(報告)

第20条 市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

(読替え)

第21条 水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、この条例(第3章及び附則第1項を除く。)の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(平成25年2月規則第13号により同年4月1日から施行)

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

(見直し)

3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。